

令和3年12月定例教育委員会次第

日時：令和3年12月27日（月）
午前10時～午前11時30分
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告 (前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第32号議案 教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価 (教育部)
について

第33号議案 犬山城管理委員会規則の一部改正について (歴史まちづくり課)

第34号議案 犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則 (文化スポーツ課)
の一部改正について

第35号議案 令和4年度全国学力・学習状況調査への対応について (学校教育課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | | |
|---------------------------------|-----------|------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) | No.1 |
| (2) 令和3年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について | (学校教育課) | No.2 |
| (3) 11月議会について | (教育部) | No.3 |
| (4) 1月・2月行事予定表について | (学校教育課) | No.4 |
| (5) 不登校状況調査について | (学校教育課) | No.5 |
| (6) いじめ防止に向けて | (学校教育課) | No.6 |

6. 自由討議

- (1) 児童・生徒の年度別推移と城東小・中学校の整備について (学校教育課)

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第32号議案

教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

令和3年度（令和2年度分）教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について別紙のとおり定めるものとする。

令和3年12月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

（説明）

この案を提出するのは、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるからである。

令和 3 年度（令和 2 年度分）

教育委員会の事務の管理及び
執行の状況の点検・評価報告書

令和 3 年 12 月

犬山市教育委員会

目 次

I 点検及び評価の概要 ······	3
II 点検及び評価の方法 ······	4
III 教育委員会の活動 ······	5
(1) 教育委員会の会議開催状況	
(2) 教育委員の主な活動状況	
IV 点検・評価（事業別） ······	6
(1) 対象期間	
(2) 対象範囲	
(3) 事務事業評価シート：評価の見方	
(4) 子ども未来課主要事業の事務事業評価シート	
(5) 学校教育課主要事業の事務事業評価シート	
(6) 文化スポーツ課主要事業の事務事業評価シート	
(7) 歴史まちづくり課主要事業の事務事業評価シート	
V 有識者からの意見 ······	57
VI おわりに ······	59

I 点検及び評価の概要

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図って点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされています。

本市の教育委員会においても、教育委員会の会議や教育委員会委員（以下「委員」という。）の活動を始め、第5次総合計画の基本施策に基づき、教育委員会所管課（子ども未来課、学校教育課、文化スポーツ課、歴史まちづくり課）が令和2年度に実施した事務事業について点検及び評価を実施し、「令和3年度教育に関する事務の点検及び評価報告書」としてとりまとめました。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 （略）

4 （略）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 点検及び評価の方法

第5次総合計画に掲げる、「人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山」の実現に向けて推進する基本施策に基づき、主要な事務事業の管理及び執行の状況について、教育委員会の事務局及び他の教育機関等が、事務事業点検評価シートにより、点検及び評価を行いました。

事務点検評価では、教育委員会の事務局、他の教育機関等が行った点検及び評価の結果について、学識経験者（事務点検評価委員）から意見を聞きました。

○ 学識経験者

笠井 尚 名城大学教授

丸山 和成 元江南市立古知野中学校校長

○ 事務点検評価

事務事業点検評価シートについて

III 教育委員会の活動

(1) 教育委員会の会議開催状況

- ・開催回数 11回（定例会11回）※4月開催見送り

(2) 教育委員の主な活動状況

月 日	活 動 内 容
4月 1日	犬山市公立学校教職員辞令・発令通知書伝達式（市役所）※出席見送り
4月 24日	丹葉地方教育事務協議会（犬山中学校）※中止
5月 19日	丹葉地方教育事務協議会（犬山市役所）※中止
5月 25日	学校訪問（羽黒小学校）
5月 26日	令和2年度第1回犬山市総合教育会議（市役所）
6月 1日	学校訪問（池野小学校）
6月 8日	学校訪問（栗栖小学校）
6月 18日	学校訪問（東小学校）
6月 22日	学校訪問（東部中学校）
6月 29日	学校訪問（今井小学校）
7月 2日	学校訪問（犬山西小学校）
7月 14日	丹葉地方教育事務協議会（大口町健康文化センター）
10月 15日	学校訪問（犬山北小学校）
10月 19日	学校訪問（南部中学校）
10月 21日	丹葉地方教育事務協議会（扶桑北中学校）
10月 26日	学校訪問（城東中学校）
11月 2日	学校訪問（犬山中学校）
11月 3日	市民展表彰式（南部公民館）※出席見送り
11月 7日	教育委員と市民との意見交換会（南部公民館）
11月 9日	学校訪問（犬山南小学校）
11月 12日	学校訪問（楽田小学校）
11月 16日	学校訪問（城東小学校）
11月 20日	令和2年度第2回犬山市総合教育会議（市役所）
1月 13日	丹葉地方教育事務協議会（岩倉市総合体育文化センター）
2月 8日	令和2年度第3回犬山市総合教育会議（市役所）
3月 3日	中学校卒業式※出席見送り
3月 16日	丹葉地方教育事務協議会（エナジーサポートアリーナ）
3月 19日	小学校卒業式※出席見送り

IV 点検・評価（事業別）

(1) 対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(2) 対象範囲

令和2年度の方針に基づいて実施した犬山市教育委員会の所管する事務事業のうち、犬山市の令和3年度行政評価対象事業から下記のように主要事業を選定した。

令和3年度（令和2年度分） 行政評価対象事業一覧

課名	施策事業名	個別事業名	決算額（千円）	ページ
子ども未来課	児童福祉総務	児童福祉総務事務	9, 600	9
	公立保育所等保育	保育所管理	108, 751	11
		保育所営繕	17, 003	
	児童センター	児童センター管理	24, 787	13
	子育て世帯臨時特別給付金給付	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	94, 938	15
	ひとり親世帯臨時特別給付金給付	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	78, 187	17
学校教育課	子育て世帯応援特別給付金給付	子育て世帯応援特別給付金給付事業	85, 843	19
	事務局一般管理	新型コロナウイルス感染症対策	24, 056	21
	教育研究	授業改善	3, 376	23
	学校間ネットワーク	学校間ネットワーク運用管理	552, 223	25
	楽田小学校整備	—	636, 053	27
	犬山南小学校整備	—	108	29
文化スポーツ課	南部公民館管理	—	30, 657	31
	小規模公民館管理	犬山西公民館解体	748	33
	図書館本館管理	図書館営繕	28, 960	35
	楽田ふれあい図書館管理	楽田ふれあい図書館移設	398	37
	子ども読書活動推進	—	30, 937	39
	市民文化会館運営管理	市民文化会館管理	39, 321	41
	保健体育総務事務	スポーツ団体補助	10, 086	43
	スポーツ振興	—	11, 582	45
	包括体育施設管理	—	107, 044	47
歴史まちづくり課	文化財保護	文化財保存活用地域計画策定	3, 831	49
	民俗文化財	民俗文化財保護	427	51
	東之宮古墳	東之宮古墳整備	27, 570	53
	文化史料館	文化史料館南館管理	11, 348	55

(3) 事業評価シート：評価の見方

・個別事業内訳の総点検進捗評価

個別事業単位で業務の総点検の実施状況を確認し、着眼点、評価基準に基づき4段階評価した。

情報発信

○事業の目的、内容、効果などをホームページや広報などで市民にわかりやすく伝えているか。	具体的な改善を実施済み。又は、総見直し・総点検を実施したが課題や改善点はない。	4
○情報の発信は、迅速かつ適切なタイミングに、効果的な手法で実施しているか。	総見直し・総点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
○よくある問い合わせなど市民が知りたい情報や、申請書などの様式、市民や民間が活用できるデータが簡単に入手できるか。	総見直し・総点検を実施中。 又は内部管理事務である。	2
○重要な情報が確實に届くための工夫を行ったか。（ッシュ通知など）	総見直し・総点検を実施していない。	1

利便性向上

○書類の記入や押印を不要にするなど、手続きを簡単にする取り組みを実施したか。	具体的な改善を実施済み。又は、総見直し・総点検を実施したが課題や改善点はない。	4
○インターネットや郵送による申請など、市役所にでかけなくても手続きが完了できるように検討したか。	総見直し・総点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
○文書は、伝えたいことがダイレクトに伝わるようわかりやすい文書になっているか。	総見直し・総点検を実施中。 又は内部管理事務である。	2
	総見直し・総点検を実施していない。	1

サービス水準

○事業の内容、進め方などを概ね1年以内に他市と比較したか。	他市との比較を実施し、具体的な改善を実施済み。 又は、比較を実施したが課題や改善点はない。	4
	他市との比較を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
	他市との比較を実施中。	2
	他市との比較を実施していない。又は実施しない。	1

・事業の評価

①施策事業（シート）単位で着眼点、評価基準に基づき4段階評価した。②いざれかの基準に該当する理由をコメントした。

市実施の妥当性

市が実施主体としてやらなければならない事業なのか	法令等により、市が実施することとされている。（根拠は分析欄に記載「○〇法第〇〇条により市で実施。」など）	4
	採算性がない等で民間のサービス供給は全く期待できず、国県でも十分なサービスの供給がない。	3
	民間での実施可能性はあるが、現状では採算性がない等で十分なサービスの供給が期待できない。	2
	他地域では民間による十分なサービスの供給が行われている。又は、国県で十分なサービスが供給されている。	1

事業の必要性

経済危機等で当市の財政状況が著しく悪化した場合においても、市がヒト・モノ・カネを使い事業を継続する必要性があるか。	市民の日常生活（趣味・教養などは除く）に直結している事業であり、現行水準での継続が必須な優先度の高い事業である。	4
	市民の日常生活（趣味・教養などは除く）への影響は大きいが、非常ににおいては縮小もやむを得ない事業である。	3
	市民の日常生活（趣味・教養などは除く）への直接的な影響は小さく、財政状況が回復するまで停止することが可能な事業である。又は、内部管理事務。	2
	事業の開始時に比べ実施の必要性が低下しつつ（又は、あいまいとなりつつ）ある事業である。	1

受益の公平性

その事業によって恩恵を受ける市民の範囲 ※経済効果を狙う事業等は、その効果を受ける市民を評価基準とする。	多数（人口の10%以上）の市民が対象となる事業である。又は、多数の市民が恩恵を受ける事業である。	4
	少数（人口の10%未満）の市民しか対象となっていない事業であるが、相応の負担を求めて実施している事業である。	3
	少数（人口の10%未満）の市民しか対象となっていない事業である。又は、少数の市民しか恩恵を受けていない事業である。	2
	特定の個人、団体等を対象とする事業である。	1

ニーズの把握

事業の方向性、検証のための市民ニーズの把握はできているか	市民アンケートなどで、受益者（利用者）以外の市民の意見も把握している。	4
	利用者アンケートなどで、1年以内の受益者（利用者）のニーズを把握している。	3
	1年以上前のものであるが受益者（利用者）のニーズを把握している。	2
	受益者（利用者）のニーズを把握していない。	1

目標の達成度

年度当初の目標・計画に対しての達成度はどうであったか ※R2 予算説明書の目標・計画に対しての達成度で評価する。	目標を達成した。（数値化すれば100%以上）	4
	目標に少し届かなかった。（数値化すれば80%以上）	3
	目標に届かなかった。（数値化すれば80%未満）	2
	目標を立てていない。	1

改善の取組状況

業務の総見直し・総点検の進み具合	個別事業ごとの総見直し・総点検進捗評価（情報発信、分かりやすさ、サービス水準）の平均値を改善の取組状況としている。 ※平均値の小数点以下は切り捨て。	4
		3
		2
		1

(4) 子ども未来課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 児童福祉総務（児童福祉総務事務）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(万)
款	項	目		
3	2	1	児童福祉総務費	200

部局名 課名	教育部 子ども未来課
-----------	---------------

I : 事業概要

事業事業名	児童福祉総務
事業目的	母子・父子家庭及び寡婦を対象に自立に必要な支援と、子供会の育成を行うほか、子ども未来課全体の事務を扱う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭及び寡婦に対する情報提供や相談事業と、子供会への補助を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員により、対象者の生活一般への相談指導を行う。 ・母子・父子家庭及び寡婦を対象に、資格取得のための補助金を支給し、自立を促す支援をする。 ・子供会活動を活性化にするため、補助金を交付するとともに、児童育成事業を実施する。 ・子ども未来課全体の事務を扱うほか、課が所管する公用車の管理、整備を行う。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭自立支援給付金 1,665,802円 ・単位子供会補助金 1,447,950円
事業の成果・効果	母子・父子自立支援員により、母子・父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親」という。）に対する生活一般等に關し、延べ217回の面接相談等を行った。 また、ひとり親で自立のための資格取得を目指す者1名に対して、自立支援教育訓練事業として給付金支給を実施し、就労に繋がった。 犬山市子供会育成連絡協議会に加入する子ども会70団体に対し助成することで、地域による自発的な子どもの健全育成の進展に繋がった。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

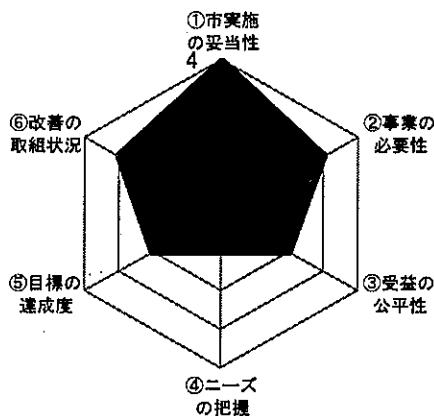
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	ナース水準
児童福祉総務事務	9,600	300	9,300	97%	4	4	3
ひとり親家庭福祉	1,769	1,389	380	21%	4	4	3
児童健全育成	1,648	0	1,648	100%	3	3	3
公用車管理	51	0	51	100%	4	4	1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,068	1,689	11,379	87%	3	3	2

評価チャート

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算	
	21,756	13,068	7,998	
財源内訳	国県支出金	3,080	1,689	4,097
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	1
	一般財源	18,676	11,379	3,900
一般財源の割合	86%	87%	49%	



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	ひとり親家庭福祉は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に地方自治体の責務として規定されている。 子供会支援には法的根拠は無いが、児童福祉法の規定に準じ市が実施する。
②事業の必要性	3	ひとり親家庭福祉は、法に根拠があり国費等の補助もあることから継続必須である。 児童健全育成（子供会）は、市単独事業であるが、未来の市を担う子どもの健全育成は優先度の高い事業である。
③受益の公平性	2	対象は、ひとり親家庭が約600世帯。 児童健全育成が約1,600人。
④ニーズの把握	1	受益者であるひとり親家庭に対する事業は、概ね国により示されたものであるため把握していない。
⑤目標の達成度	2	ひとり親家庭福祉に対して当初予定していた事業のうち、コロナウイルス感染拡大の影響で予定していた事業を中止、縮小した。児童健全育成については、単位子供会への補助を適切に行えたが、行事についてコロナウイルス感染拡大の影響により、中止、縮小した。
⑥改善の取組状況	3	事業の進め方や情報発信に改善の余地がある。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	コロナ禍における子供会活動について、感染症の拡大を防ぐための活動マニュアルを策定した。
令和3年度に見直しを実施している事項	子供会活動に対する補助金額について、適正額への見直し。 子供会活動に対する補助金について、基準を明確にするとともに適正な運用に向けて犬山市子供会育成連絡協議会活動費補助金交付要綱の施行。 ひとり親家庭福祉の情報交換事業について内容の見直し検討
今後見直しを検討する事項	子供会育成連絡協議会の自立

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 児童の減少に伴う、子供会育成連絡協議会を脱退する子供会の増加 ひとり親家庭福祉における事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 子供会育成連絡協議会に加入する単位子供会を増やすための周知活動を図り、事務については徐々に協議会への移行を図る。 ひとり親家庭自立促進計画に基づく事業の実施と拡充

イ 公立保育所等保育（保育所管理、保育所営繕）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

科	目	名	決算額(円)
3	2	2 保育所費	206

部局名	教育部
課名	子ども未来課

I : 事業概要

施設事業名	公立保育所等保育
事業目的	「保育所保育指針」等に基づき、家庭や地域社会と連携を図り、豊かな感性を育て心身ともに健全で豊かな人間性を育成するための保育を実施する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所における保育の実施、認定こども園における保育及び幼児教育を実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・保育業務の運営 ・給食の提供 ・施設営繕管理 ・市外保育所利用者に対する保育サービス利用のための手続き及び所要額の支払事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対する補助金 ・コロナ対策物品の購入 ・使用済紙おむつの回収 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・園医等報償金 11,412,960円 ・施設光熱水費 26,670,713円 ・施設管理委託料 (総合設備管理業務一括委託、電気設備保安委託、浄化槽清掃保守委託等) 24,107,540円 ・給食賃料費 78,634,927円 ・給食調理業務委託料 144,331,884円 ・営繕工事請負費 16,584,865円 ・民間保育所新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 3,554,000円 (白帝保育園1,907,000円・犬山さくら保育園1,647,000円)
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども未来園における保育等、適正な運営及び管理を実施することができた。 ・今年度より事業開始となった使用済紙おむつの回収について大きなトラブルもなく実施することができた。 ・保育業務支援システム導入により、保育士の事務負担軽減と保護者の利便性を図ることができた。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

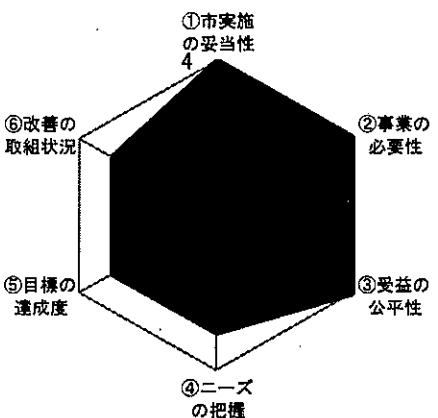
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
保育所経営事務	2,985	380	2,605	87%	3	3	3
保育所管理	108,751	21,974	86,777	80%	4	4	3
保育所給食	225,902	46,537	179,365	79%	4	4	3
保育所営繕	17,003	0	17,003	100%	3	3	3
保育所広域入所	4,698	2,969	1,729	37%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	359,339	71,860	287,479	80%	3	3	3

III : 年度別事業費の状況

(単位 : 千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	373,879	359,339	366,565
財源内訳	国庫支出金	16,206	3,409
	地方債	36,800	0
	その他	115,187	68,451
	一般財源	205,686	263,713
一般財源の割合	55%	80%	72%

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業である。
②事業の必要性	4	保育事業は、保護者の就労等を理由に保育の必要性がある子どもの保育を実施するもので、事業は必要不可欠である。
③受益の公平性	4	保護者の就労等を理由に保育の必要性がある子どもが事業を受ける範囲である。
④ニーズの把握	3	第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査を実施しており、ニーズの把握はできている。
⑤目標の達成度	3	運営及び管理は適切にできた。
⑥改善の取組状況	3	園で排出される使用済紙おむつの回収について、大きなトラブルなく現在に至っている。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	・園で排出される使用済紙おむつの回収。 ・保育業務支援システム（I C T）の導入
令和3年度に見直しを実施している事項	橋爪・五郎丸新子ども未来園の基本計画策定、整備検討委員会の運営、基本設計の実施
今後見直しを検討する事項	公共施設の個別施設計画策定に合わせ、施設整備計画の検討

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果 : 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
施設老朽化による施設維持管理費の増大	公共施設の個別施設計画策定の中で、施設整備の整理を実施していく。

ウ 児童センター（児童センター管理）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

子 事 業 名	目 名	決算額(円)
款	項	目
3	2	3
3	2	3
児童センター費		212

機関名	教育部
課名	子ども未来課

I : 事業概要

施設事業名	児童センター														
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センター6施設の管理・運営並びに地域活動クラブの活動を支援する。 ・児童クラブを運営する。 														
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの児童やその児童に係わる地域の方々が自由に利用できる児童センターの管理・運営を行う。 ・保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るために、児童センター等で児童クラブを実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの児童等に対し遊び場を提供する。 ・子育て家庭に対する支援として子どもに関する情報の提供や育児不安の方のための相談、青児サークルを育成する。 ・市内17か所で児童クラブを実施する。 ・平成30年以降、順次、各小学校で児童クラブを実施（移転）している。 ・各児童クラブにおけるコロナ対策物品の購入 ●主な決算の内訳 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・児童クラブの実施等に係る消耗品費</td> <td>2,979,075円</td> </tr> <tr> <td>・児童クラブのおやつ等に係る食糧費</td> <td>4,053,476円</td> </tr> <tr> <td>・児童センターに係る光熱水費</td> <td>3,930,354円</td> </tr> <tr> <td>・総合設備管理業務一括委託料</td> <td>3,137,640円</td> </tr> <tr> <td>・ごみ収集運搬業務委託料</td> <td>1,558,000円</td> </tr> <tr> <td>・備品購入費（フロアマット、空気清浄機等）</td> <td>4,280,423円</td> </tr> <tr> <td>・地域活動クラブ補助金</td> <td>982,327円</td> </tr> </table> 	・児童クラブの実施等に係る消耗品費	2,979,075円	・児童クラブのおやつ等に係る食糧費	4,053,476円	・児童センターに係る光熱水費	3,930,354円	・総合設備管理業務一括委託料	3,137,640円	・ごみ収集運搬業務委託料	1,558,000円	・備品購入費（フロアマット、空気清浄機等）	4,280,423円	・地域活動クラブ補助金	982,327円
・児童クラブの実施等に係る消耗品費	2,979,075円														
・児童クラブのおやつ等に係る食糧費	4,053,476円														
・児童センターに係る光熱水費	3,930,354円														
・総合設備管理業務一括委託料	3,137,640円														
・ごみ収集運搬業務委託料	1,558,000円														
・備品購入費（フロアマット、空気清浄機等）	4,280,423円														
・地域活動クラブ補助金	982,327円														
事業の成果・効果	児童センターを通じて地域の児童に対し、子ども同士の交流、豊かな遊び体験等をさせることで、心身ともに健やかな育成を図った。														

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・終点検進歩評価は4段階)

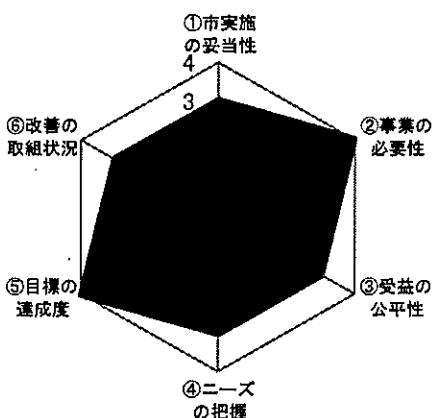
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・終点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
児童センター管理	24,787	11,285	13,502	54%	4	4	2
児童センター營繕	1,439	956	483	34%	4	4	4
地域活動クラブ補助	983	0	983	100%	3	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	27,209	12,241	14,968	55%	3	3	2

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
財源内訳	国庫支出金	34,422	27,209	32,199
	地方債	10,041	7,923	7,388
	その他	6,189	4,318	6,286
	一般財源	18,192	14,968	18,525
	一般財源の割合	53%	55%	58%

評価チャート



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	児童クラブは、第2種社会福祉事業であるが、児童福祉法では、市は児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと規定されることから、市が主体となるべき事業である。
②事業の必要性	4	児童クラブは、就労する保護者にとって、放課後の児童の健全な育成を図ると共に女性等が安心して社会進出する上で欠くことができないものである。
③受益の公平性	3	子育て世代に限定されるが、実施する児童クラブでは利用手数料を徴収している。
④ニーズの把握	3	第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画の策定時において利用者ニーズの把握を行った。
⑤目標の達成度	4	児童クラブでは、サービスを必要とする人に対し、定員不足を招くことなく適切に対応した。
⑥改善の取組状況	3	市民の利便性（児童の安全性）の観点で改善を取り組む。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	中央児童館（福祉会館内）の廃止に伴い、犬山北児童クラブの実施場所を、犬山北小学校内に移転し、必要な整備を行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	令和3年度中に楽田児童クラブの実施場所を楽田小学校に移転する。 令和4年度に向けての犬山西児童クラブ実施場所移転については、児童数を考慮しながら移転時期も含め犬山西小学校など関係機関との協議を図る。
今後見直しを検討する事項	各児童センターで実施する児童クラブを、計画的に小学校内へ移設する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
児童クラブ移転後の児童センターの活用方法及び地域活動クラブの運営方法	児童センターの統廃合も含め、その活用方法やあり方について、調査・研究する。

エ 子育て世帯臨時特別給付金給付（子育て世帯臨時特別給付金給付事業）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算 取 り 組 目			目名	決算額(?)
3	2	5	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	218

部局名	教育部
課名	子ども未来課

I : 事業概要

施設事業名	子育て世帯臨時特別給付金給付
事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている児童手当受給世帯に対し臨時特別の給付金を支給する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月2日から令和2年3月31日までに出生した児童に係る令和2年4月分の児童手当を受給する保護者等に対し、児童1人あたり10,000円を支給する。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯臨時特別給付金 90,370,000円
事業の成果・効果	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給することで、支援の1つとすることことができた。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

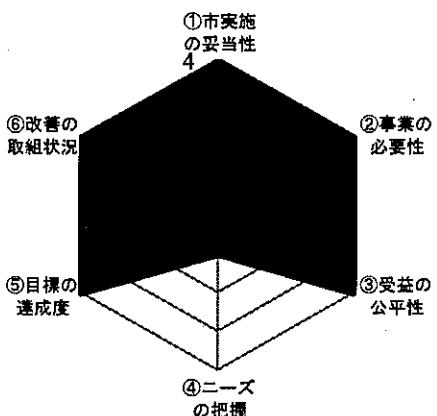
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
子育て世帯臨時特別給付金給付事業	94,938	94,938	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	94,938	94,938	0	0%	4	4	4

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R1決算	R2決算	R3予算
財源内訳	国県支出金	-	94,938	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
	一般財源の割合	-	0%	-

評価チャート



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の1つとして、影響を受けている子育て世帯（児童手当受給世帯）に対し、臨時特別の給付金を支給することが、国の施策として決定された。実施主体は市とされている。
②事業の必要性	4	国の施策による事業（全額国費）であり、市の裁量で事業縮小する余地は無い。
③受益の公平性	4	対象世帯数5, 376世帯、対象児童数9, 037人であり多数の市民が恩恵を受けている。
④ニーズの把握	1	子育て世帯臨時特別給付金は、国の施策による事業であるため把握していない。
⑤目標の達成度	4	臨時特別給付金の支給に関し、適切に対応した。
⑥改善の取組状況	4	単年度事業であるが、支給までの手続きを簡素化して取り組んだ。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	令和2年度の単年度事業のため、見直しは無い。
令和3年度に見直しを実施している事項	単年度事業のため見直しは無い。
今後見直しを検討する事項	単年度事業のため見直しは無い。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
現在もなお新型コロナウイルス感染症の拡大は続いていることから、子育て世帯に対する国の更なる支援が望まれる。	国の施策による単年度事業のため、指示があれば対応する。

オ ひとり親世帯臨時特別給付金給付（ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算 款 項 目			目名	決算額(P)	部局名 課名	教育部 子ども未来課
3	2	6	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費	220		

I : 事業概要

事業事業名	ひとり親世帯臨時特別給付金給付
事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当の受給世帯を主な対象者として、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。また、家計が急変し、収入が大きく減少している者に対しては、追加の給付金を支給する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の児童扶養手当受給世帯等に対し臨時特別の給付金を支給する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○対象者①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 <ul style="list-style-type: none"> ②公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が停止されるひとり親等世帯 ③現時点では児童扶養手当の受給者ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となったひとり親等世帯 ○給付額 <ul style="list-style-type: none"> ・基本給付 1世帯あたり5万円（児童2人目以降1人につき3万円を加算）※再給付あり ・追加給付 1世帯あたり5万円 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯臨時特別給付金 74,040,000円
事業の 成果・効果	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の児童扶養手当受給世帯等に対し、臨時特別の給付金を支給することで、支援の1つとすることことができた。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

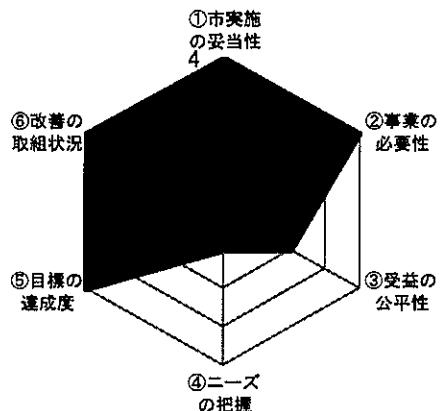
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	ナース次第
ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	78,187	78,187	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	78,187	78,187	0	0%	4	4	4

III : 年度別事業費の状況

(単位:千円)

		R1決算	R2決算	R3予算
財源内訳	事業費	-	78,187	-
	国県支出金	-	78,187	-
	地方債	-	0	-
	その他	-	0	-
	一般財源	-	0	-
	一般財源の割合	-	0%	-

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたひとり親世帯に対し、臨時特別の給付金を支給することが、国の施策として決定された。 実施主体は市とされている。
②事業の必要性	4	国の施策による事業（全額国費）であり、市の裁量で事業縮小する余地は無い。
③受益の公平性	2	対象世帯数930世帯、対象児童数1,388人、追加給付276世帯であり恩恵を受けている市民は一部に限られる。
④ニーズの把握	1	ひとり親世帯臨時特別給付金は、国の施策による事業であるため把握していない。
⑤目標の達成度	4	臨時特別給付金の支給に関し、適切に対応した。
⑥改善の取組状況	4	単年度事業であるが、支給までの手続きを簡素化して取り組んだ。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	令和2年度の単年度事業のため、見直しは無い。
令和3年度に見直しを実施している事項	単年度事業のため見直しは無い。
今後見直しを検討する事項	単年度事業のため見直しは無い。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果:次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
現在もなお新型コロナウイルス感染症の拡大は続いていることから、ひとり親世帯に対する国の更なる支援が望まれる。	国の施策による単年度事業のため、指示があれば対応する。

力 子育て世帯応援特別給付金給付（子育て世帯応援特別給付金給付事業）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算 額			目名	決算額(P)
年	月	日		
3	2	7	子育て世帯応援特別給付金給付事業費	220

部局名	教育部
課名	子ども未来課

I : 事業概要

施設事業名	子育て世帯応援特別給付金給付
事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、市独自の特別給付金（一時金）を支給する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている児童手当受給世帯に対し市独自の特別給付金を支給する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月2日から令和2年7月31日までに出生した児童に係る令和2年8月分の児童手当を受給する保護者等に対し、児童1人あたり10,000円を支給する。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯応援特別給付金 85,100,000円
事業の成果・効果	新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休業や感染予防などのため、外出自粛に伴い子どもが家にいることになり、保護者は、子どもの世話の手配や仕事のやりくりなど、日常生活にも影響が出ていたことから、独自施策による給付金の給付により、子育て世帯に対する生活支援を目的とすることで、経済的負担軽減を図ることができた。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

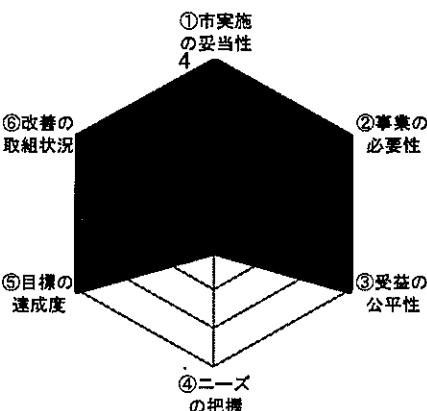
(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
子育て世帯応援特別給付金給付事業	85,843	85,000	843	1%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	85,843	85,000	843	1%	4	4	4

評価チャート

III : 年度別事業費の状況 (単位:千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	-	85,843	-
財源内訳	国県支出金	-	85,000
	地方債	-	0
	その他	-	0
	一般財源	-	843
一般財源の割合	-	1%	-



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援するため、所得制限は設けるものの、低所得者に限定せず、中間所得者層も含め、児童手当受給世帯に対し、市独自施策として実施した。
②事業の必要性	4	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり、子育て世帯の生活に直結するものである。
③受益の公平性	4	対象世帯数 5,084世帯、対象児童数 8,510人であり多数の市民が恩恵を受けている。
④ニーズの把握	1	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援することを目的として緊急的に実施したためニーズの把握はしていない。
⑤目標の達成度	4	応援特別給付金の支給に関し、適切に対応した。
⑥改善の取組状況	4	単年度事業であるが、支給までの手続きを簡素化して取り組んだ。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	令和2年度の単年度事業のため、見直しは無い。
令和3年度に見直しを実施している事項	単年度事業のため見直しは無い。
今後見直しを検討する事項	単年度事業のため見直しは無い。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果:次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
現在もなお新型コロナウイルス感染症の拡大は続いていることから、給付金だけでなく、子育て世帯に対するサービス提供の内容、必要性を見極めていく必要がある。	単年度事業であり、給付金事業としての方向性は示せないが、コロナ禍における子育て世帯に対する支援として、子育てサービスの内容や必要性を見極めていく。

(5) 学校教育課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 事務局一般管理（新型コロナウイルス感染症対策）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(円)
款	項	目		
9	1	2	事務局費	314

部局名	教育部
課名	学校教育課

I : 事業概要

事業事業名	事務局一般管理												
事業目的	教育委員会事務局において、中小学校を管理運営していく上で必要な事業を行う。												
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育一般管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校を管理運営していく上で必要な附属機関における委員の報酬、職員旅費、各種協議会等負担金など ・市民展（児童生徒の部）を開催するための消耗品など ○就学時健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法第11条に基づき、小学校新1年生に対し健康診断を実施。 ○学校施設整備基金積立金 <ul style="list-style-type: none"> ・基金の運用により生じた利息を基金に積立て、学校の整備費に充てる。 ○新型コロナウイルス感染症対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策やコロナ禍における新たな学校生活に必要となった備品、消耗品の購入。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育一般管理費 <table> <tr> <td>派遣指導主事負担金（2名）</td> <td>11,743千円</td> </tr> <tr> <td>修学旅行に係るキャンセル料補助金</td> <td>110千円</td> </tr> </table> ○就学時健康診断 <table> <tr> <td>就学時健康診断報償金</td> <td>1,075千円</td> </tr> </table> ○新型コロナウイルス感染症対策事業 <table> <tr> <td>サーチュレーター</td> <td>3,696千円</td> </tr> <tr> <td>C02マネージャー</td> <td>1,313千円</td> </tr> <tr> <td>サーモマネージャー</td> <td>1,122千円</td> </tr> </table> 	派遣指導主事負担金（2名）	11,743千円	修学旅行に係るキャンセル料補助金	110千円	就学時健康診断報償金	1,075千円	サーチュレーター	3,696千円	C02マネージャー	1,313千円	サーモマネージャー	1,122千円
派遣指導主事負担金（2名）	11,743千円												
修学旅行に係るキャンセル料補助金	110千円												
就学時健康診断報償金	1,075千円												
サーチュレーター	3,696千円												
C02マネージャー	1,313千円												
サーモマネージャー	1,122千円												
事業の成果・効果	附属機関による協議・意見や学校関連団体からの要望・状況を把握し、事業を実施した。 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、修学旅行に係るキャンセル料補助金を設けることで、保護者負担の軽減、円滑な学校運営、教育課程の実施に努めた。 学校再開に伴い校長が要望した備品・消耗品を購入できた。												

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・終点検進歩評価は4段階)

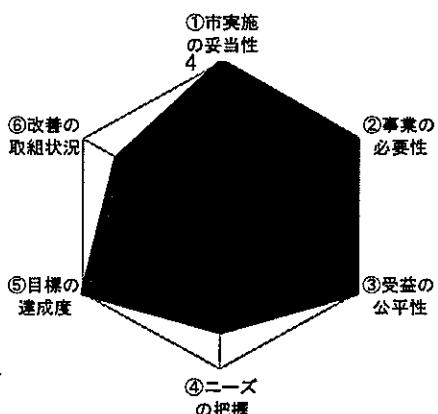
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・終点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
学校教育一般管理	15,420	3	15,417	100%	2	2	2
就学時健康診断	1,460	0	1,460	100%	3	3	3
学校施設整備基金積立金	200	200	0	0%	4	4	4
新型コロナウイルス感染症対策	24,056	12,028	12,028	50%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	41,136	12,231	28,905	70%	3	3	3

III : 年度別事業費の状況

(単位:千円)

算定額	R1決算	R2決算	R3予算
	20,909	41,136	18,351
国庫支出金	6	12,031	509
地方債	0	0	0
その他	48	200	1
一般財源	20,855	28,905	17,841
一般財源の割合	100%	70%	97%

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	小中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	関連団体への負担金、派遣指導主事負担金など事業実施のために必要である。
③受益の公平性	4	事業実施のために関連団体との関係性は必須である。
④ニーズの把握	3	関連団体、学校より要望、意見聴取を行っている。
⑤目標の達成度	4	小中学校を管理運営していく上で必要な事業であり、目標を達成している。
⑥改善の取組状況	3	今後も継続して見直しを実施。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	関連団体との負担金について、新型コロナウイルス感染症のため、事業の見直しをして、一部の負担金が減額となった。
令和3年度に見直しを実施している事項	関連団体との協議会等で負担金について、見直しができる事業があるか等を引き続き検討。
今後見直しを検討する事項	関連団体との協議会等で負担金について、見直し・廃止ができる事業があるか等の検討。新型コロナウイルス感染症対策事業については、学校保健予防事業へ移動。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果: 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
教育委員会として、事業実施のために関連団体とのつながりは必須だが、負担は大きい。	関連団体との協議会等で負担金について、見直し・廃止ができる事業があるか等の検討をしていく。

イ 教育研究（授業改善）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

子項 目	目名	決算額(円)
款	項	目
9	1	2
	事務局費	318

部局名	教育部
課名	学校教育課

I : 事業概要

施設事業名	教育研究				
事業目的	教育研究事業を各学校へ委託することで効率的・効果的に行う。人材や地域性を活かした、地域の宝（人・自然・文化・歴史伝統・産業など）に学ぶ教育活動を推進し、地域への愛着や誇りを育む。				
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <p>○教育研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学びの学校づくり推進事業：特色ある学校づくりの推進事業及び総合的学習時間研究事業の実施、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条による小中学校の教職員に対する教育研修事業の充実を、「学びの学校づくり」として市内全小中学校へ委託。 ・丹葉地方教育協議会研究委嘱事業：指定校による教科全領域に係る研究。 ・学びの環境研究事業：校舎改築等に伴うより良い教育環境の構築に向けての調査、研究のための委託。 ・特別支援教育推進事業：特別支援教育の指導の充実を図るために犬山市小中学校特別支援学級連絡協議会へ委託。市内小中学校や犬山市民が在籍する各特別支援学校との交流及び連携。 <p>○授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善委員会の設置 国語・社会・算数・理科・英語において、犬山市の教師が授業改善を進めることで、子どもたちの学ぶ意欲や興味を向上させるとともに、基礎・基本の理解や定着と思考力・判断力・表現力などの育成を図った。 ・社会科副教本の更新、印刷。 <p>●主な決算の内訳</p> <p>○教育研究</p> <table> <tr> <td>学びの学校づくり推進事業委託料</td> <td>6,638千円</td> </tr> <p>○授業改善</p> <table> <tr> <td>社会科副教本の印刷製本</td> <td>3,166千円</td> </tr> </table> </table>	学びの学校づくり推進事業委託料	6,638千円	社会科副教本の印刷製本	3,166千円
学びの学校づくり推進事業委託料	6,638千円				
社会科副教本の印刷製本	3,166千円				
事業の 成果・効果	<p>○特別支援教育推進事業では、発達障害や情緒障害など多様化する子どもたちに対して、個別の支援の在り方や家庭との連携の仕方等について研究を深めることができた。</p> <p>○図書館教育に関する研究体制を確立した。あわせて犬山北小学校の図書館改造を実施、より多くの児童生徒が図書館を活用できるようにした。</p>				

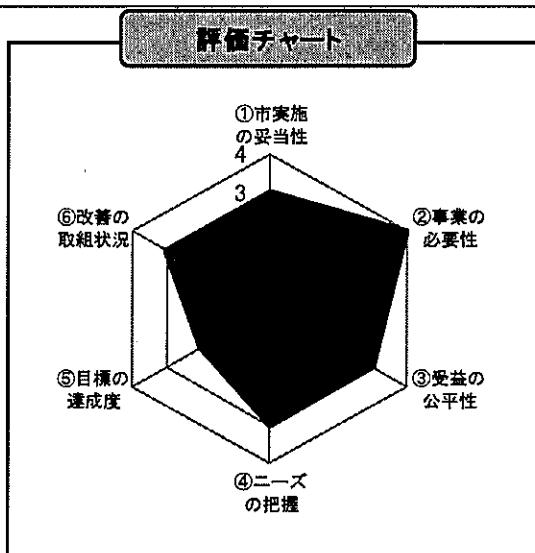
II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
教育研究	6,818	6,818	0	0%	3	3	3
授業改善	3,376	3,376	0	0%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	10,194	10,194	0	0%	3	3	3

III : 年度別事業費の状況		(単位:千円)		
財源内訳	事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	国庫補助金	16,276	10,194	8,700
	地方債	766	0	385
	その他	12,496	10,194	6,908
	般財源	3,014	0	1,407
	一般財源の割合	19%	0%	16%



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	公教育が担うべき内容として各小中学校が実施していかなければならない事業である。
②事業の必要性	4	児童生徒の育成のためには、学校間はもとより、家庭や地域社会との連携が一層求められる状況にある。そこで、地域に根ざした学校づくりが推進でき、各校が地域性をいかした教育活動は必要である。
③受益の公平性	3	犬山市内に通学する児童・生徒に教育課程や学級編制などを創意工夫し、質の高い安定した日常を提供している。
④ニーズの把握	3	教育委員会が実施していく事業である。
⑤目標の達成度	2	読解力向上に関する研究体制を充実させ、教職員のさらなる力量の向上を図り、児童生徒が自ら学び続ける感性豊かなひとづくりの実現を継続していく。
⑥改善の取組状況	3	少人数の学級編制、少人数授業やT Tの充実をはじめ、授業づくりについても、犬山の教育の基本理念や2学期制の趣旨をふまえ、地域や学校の実態及び子どもの成長や特性を十分考慮した教育課程の編成をめざす必要があり、継続していくことが重要である。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	読解力向上に関する研究体制を充実させ、教職員のさらなる力量の向上を図り、児童生徒が自ら学び続ける感性豊かなひとづくりを継続していく。
令和3年度に見直しを実施している事項	図書館教育に取り組むことで、より多くの児童生徒が図書館を活用し、多くの書籍に出会うようにする。また、学年ごとに読んで欲しい本やおすすめ本をブックトラックにまとめ、教室前や廊下に設置する。本を活用した授業を支援することで、子ども達が本の魅力を体感できるようにする。
今後見直しを検討する事項	多様化する子どもたちの現状やいじめ・不登校などの課題に対しても適切な対応ができるような指導力・組織力の向上を目指していく。 また読解力向上につながる施策として、学校図書館活用犬山プランの推進強化、各小中学校の図書室の充実を図る。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果:次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
教育課程や学級の編成、授業改善の取組について、各校がさらに工夫改善を進めることができるよう、具体的な支援の構築が求められている。	既に行っている教員研修や各校の研究活動との連携を図るとともに、学校訪問や要請訪問を通して、日々の授業づくりや学級づくりに対する振り返る場面を設定し、課題や取組の方向性を共有し、具体的な手段を実施していく。

ウ 学校間ネットワーク（学校間ネットワーク運用管理）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(万)
款	項	目		
9	1	2	事務局費	318

部局名	教育部
課名	学校教育課

I : 事業概要

事業事業名	学校間ネットワーク								
事業目的	犬山の学校教育の基本理念である「学びの学校づくり」に資するシステムとして、構築を図り運用する。								
事業内容	<p>●主な事業内容</p> <p>○学校間ネットワーク運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国のロードマップにより当初は令和2年度中に小学校5年・6年、中学校1年を対象に端末の整備を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対応として、令和2年度の国の補正予算に児童生徒1人1台端末の早期実現のための予算が追加され、令和2年4月30日に可決。 「GIGAスクール構想」を加速することで、緊急時においてもICTの活用により、全ての子供たちの学びを保障できる環境を整備した。 当市においても、感性豊かな人づくりを進め児童生徒への授業と生活の質の向上、社会との繋がりを広げるため、市内小中学校の児童生徒1人1台端末の整備を進めた。 またICTの効率的な活用を推進するため、普通教室及び特別教室に大型提示装置（モニター）を整備するとともに、教員用の指導者用デジタル教科書を導入した。 ・学校間ネットワーク（校務支援用等）について 平成23年9月にシステムの適正化と大幅なコストダウンを図るため、賃貸借・運用等個別に契約をする方式を、機器の導入からシステム再構築、保守・運用、運営支援を請け負う包括的業務委託に変更して契約を締結しており、平成29年度に契約更新を行った。 （契約期間：令和4年3月31日まで） <p>●主な決算の内訳</p> <table> <tr> <td>オンライン配線工事請負費</td> <td>314,405千円</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク運営委託料</td> <td>92,516千円</td> </tr> <tr> <td>大型モニター提示装置機器設置</td> <td>67,624千円</td> </tr> <tr> <td>指導者用デジタル教科書購入</td> <td>18,853千円</td> </tr> </table>	オンライン配線工事請負費	314,405千円	ネットワーク運営委託料	92,516千円	大型モニター提示装置機器設置	67,624千円	指導者用デジタル教科書購入	18,853千円
オンライン配線工事請負費	314,405千円								
ネットワーク運営委託料	92,516千円								
大型モニター提示装置機器設置	67,624千円								
指導者用デジタル教科書購入	18,853千円								
事業の成果・効果	国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒用の一人一台端末を整備し、各学校に無線LANによる学習用ネットワークを構築することができた。またICTを活用した授業の充実を図るために、指導者用デジタル教科書を導入すると共に、各教室に大型液晶モニターを整備することができた。								

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

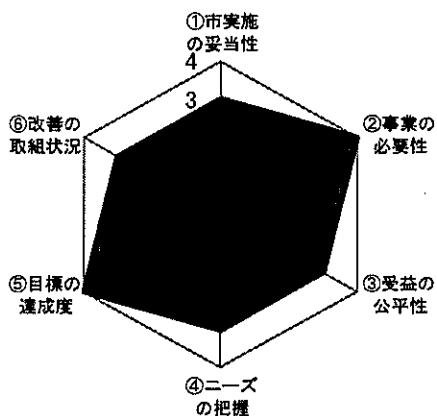
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
学校間ネットワーク運用管理	552,223	332,249	219,974	40%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	552,223	332,249	219,974	40%	3	3	3

III : 年度別事業費の状況

(単位:千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算	
	104,701	552,223	149,240	
財源内訳	国庫支出金	0	104,449	0
	地方債	0	227,800	0
	その他	0	0	0
	一般財源	104,701	219,974	149,240
一般財源の割合	100%	40%	100%	

評価データー



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	小中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	教育の情報化が進められている中で、ICTを効果的に活用した、新たな「学び」やそれを実現していくための「学びの場」を形成するため、必須である。
③受益の公平性	3	職員、児童・生徒に対して有効なICT環境を提供できている。
④ニーズの把握	3	学校関係者、ICT支援員等との情報交換を実施し、要望を把握している。
⑤目標の達成度	4	整備事業は全て実施したが、ICT活用状況・授業での在り方など来年度以降に向けた調整を随時行っていく。
⑥改善の取組状況	3	教職員へのICT研修会の実施やICT支援員による支援を充実し、ICTを活用した授業づくりの推進を図る。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	国のGIGAスクール構想に基づき、一人一台端末の整備や市内全ての学校に無線LANによる学習用ネットワークの整備を行うことができた。
令和3年度に見直しを実施している事項	ハード面での整備を行ったため、ソフト面の充実により一人一台端末や学習用ネットワークを活用した授業づくりの推進を図る。
今後見直しを検討する事項	各教科授業での利用率、子どもたちの理解力の向上につながるソフト対策を継続して構築していく。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果:次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
ICT機器の有効活用を推進するために、ICTを授業に活用できる体制を確立すると共に、今後予定されているデジタル教科書などに対応していく。	ICT機器の活用を推進し、多様な学びを提供する授業力の向上、学校経営の効率化に繋げていく。

エ 楽田小学校整備

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

子項 目	目名	決算額(P)
款 項 目		
9 2 3	学校整備費	328

部局名	教育部
課名	学校教育課

I : 事業概要

施設事業名	楽田小学校整備
事業目的	「大山市小中学校施設の長寿命化計画」に基づいた学校施設の環境整備。また、平成24年度に解散した楽田林友会より、楽田小学校体育館建て替えのために3億5百万円余りの寄附を受ける。寄附の際の附帯要望で謹われている犬山市立楽田小学校の北校舎・体育館等の整備を行い、教育環境の充実を図る。犬山の「学びの学校建築」を基本にして、子どもの安全・安心、環境配慮、ICT等の現代的な教育課題、将来的な課題（児童数の減少による空き教室の利用等）、楽田地区の特性を考慮した学校を目指すことにより、楽田地区の子どもたち、住民にとって住みやすい環境づくりを担う。
事業内容	<p>●全体計画 平成28年度 プロポーザル方式により、設計者を決定し、基本設計・地質調査を実施。 平成29年度 新校舎・体育館の実施設計。測量調査の実施。仮設道路（進入路）工事を施行。 平成30年度 新校舎建築工事の改築工事に着手。 令和元年度 既設北校舎解体。跡地に新体育館の改築工事を実行、プール耐震補強改修。 令和2年度 既設本館の長寿命化改良工事、既設体育館解体工事を施工。 令和3年度 学校周辺整備工事の実行。</p> <p>●主な事業内容 北校舎、体育館の改築事業に伴って、楽田ふれあい図書館（文化スポーツ課）、児童クラブ移動（子ども未来課）など、施設の多機能化を進める。</p> <p>●主な決算の内訳 長寿命化改良工事（本館） 487,749千円 外構工事 95,065千円</p>
事業の成果・効果	平成30年度に新校舎建築に関わる工事を完了して、平成31年4月から新校舎の供用開始。 令和元年度に新体育館建築とプール改修に関わる工事を完了して、令和2年4月から新体育館、リニューアルしたプールの供用開始。 令和2年度に本館の長寿命化改良に関わる工事を完了して、令和3年4月からリニューアルした本館の供用開始。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

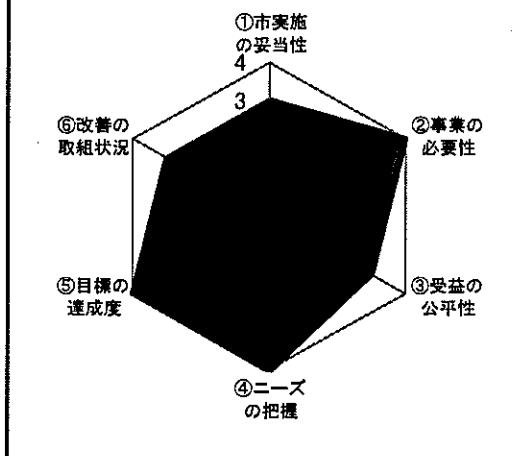
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
楽田小学校整備	636,053	559,890	76,163	12%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	636,053	559,890	76,163	12%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費 財源内訳	R1決算	R2決算	R3予算
	824,448	636,053	50,600
国県支出金	94,825	121,789	0
地方債	446,300	333,800	0
その他	133,139	104,301	47,739
一般財源	150,184	76,163	2,861
一般財源の割合	18%	12%	6%

評価チャート



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	問一題	評価指摘
①市実施の妥当性	3	小中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	避難所である体育館が市内の小中学校で一番古いことや楽田林友会から新しい体育館等の建設のために寄附をいただいた経緯もある。
③受益の公平性	3	通学する児童はもちろんのこと、楽田地区をはじめとする市民にとって、地域の安全安心にも繋がる。
④ニーズの把握	4	学校関係者、地域住民の方と説明会やワークショップを実施することで、要望、ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	年度の当初計画どおり、本館の長寿命化改良、旧体育館の解体、跡地に駐車場等の整備を完了した。
⑥改善の取組状況	3	学校施設の複合化を模索することで、ファシリティマネジメントの観点により、施設の長寿命化、統合を図る。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	令和元年度の既設北校舎の解体、跡地に新体育館の建設に引き続き、本館の長寿命化改良工事と旧体育館の解体、その跡地に駐車場等の整備を行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	学校敷地南側からの進入路の整備、グラウンドを含めた敷地南側の整備を行う。（工事施工最終年度）
今後見直しを検討する事項	体育館に併設されているふれあい図書館、また南館の放課後児童クラブの使用方法については、地域にとってより有効性・利用性を高められるよう検討を進めていく。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
工事期間中の児童の教育環境維持、安全はもちろんのこと、地域住民に対する工事に伴う騒音、工事車両量の増加に伴う交通安全等にも注視する。	引き続き、工事期間中について、工事請負業者、監督員、楽田小学校と定期的に打合せ会を開催し、情報共有、課題を認識する。

才 犬山南小学校整備

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

子項目			目名	決算書(P)
款	項	目		
9	2	3	学校整備費	328

部局名	教育部
課名	学校教育課

I : 事業概要

施設事業名	犬山南小学校整備
事業目的	犬山市小中学校施設の長寿命化計画に基づいた学校施設の環境整備。犬山市立犬山南小学校の南舎・北舎等の整備を行い、教育環境の充実を図る。犬山の「学びの学校建築」を基本にして、子どもの安全・安心、環境配慮、ICT等の現代的な教育課題、将来的な課題（児童数の減少による空き教室の利用等）、犬山地区の特性を考慮した学校を目指すことにより、犬山地区の子どもたち、住民にとって住みやすい環境づくりを担う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 令和元年度 耐力度調査実施 令和2年度 基本構想策定後、設計委託業者を決定し、基本設計業務を行う。 令和3年度 基本設計策定後、実施設計業務を実施。 平成4年度 実施設計図書策定後、工事を行う。 ●主な事業内容 校舎の改修事業、付属施設の整備。 ●主な決算の内訳 基本設計選定委員会委員報酬 108千円
事業の成果・効果	耐力度調査により、南舎を長寿命化改良工事、北舎を改築工事とすることを決定。その結果を受けて、保護者や地域住民、教員に意見聴取を行ない基本構想を策定。プロポーザル方式による設計業者の選定を決定した後、基本設計業務では、教員や児童にワークショップを行ない、意見聴取を行った。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

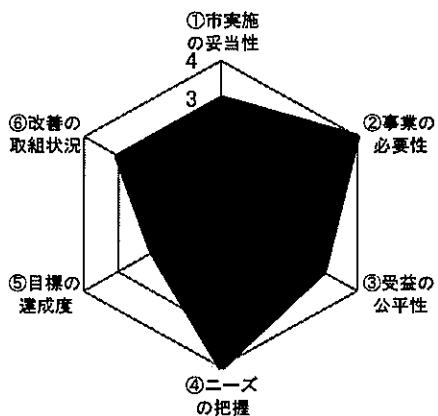
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
犬山南小学校整備	108	0	108	100%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	108	0	108	100%	3	3	3

評価アート

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	5,720	108	79,211
財源内訳	国庫支出金	0	0
	地方債	0	29,800
	その他	0	19,378
	一般財源	5,720	30,033
一般財源の割合	100%	100%	38%



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価値	評価根拠
①市実施の妥当性	3	小中学校の教育環境の整備は、市教育委員会として必須である。
②事業の必要性	4	高齢者や障害者に配慮したバリアフリー施設は必須である。
③受益の公平性	3	通学する児童はもちろんのこと、犬山地区をはじめとする市民にとって、活動場所や避難所といった拠点となる。
④ニーズの把握	4	学校関係者、地域住民の方を対象にアンケートやワークショップを実施することで、要望、ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	2	当初、基本構想を5月末頃までに完成させる予定であったが、新型コロナウイルス感染症により、検討会等を延期したため、8月末までを要した。プロポーザル審査を12月末まで実施し、受注者を選定した。基本設計業務は、6か月程度の期間を要するため、次年度へ繰り越した。
⑥改善の取組状況	3	学校施設の複合化を模索することで、ファシリティマネジメントの観点により、施設の長寿命化、統合を図る。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	保護者や地域住民、教員に意見聴取を行ない基本構想を策定。プロポーザル方式による設計業者の選定を決定し、基本設計業務を開始した。
令和3年度に見直しを実施している事項	基本設計業務にあわせて、敷地測量業務、地質調査業務を進める。その結果を踏まえ8月以降に実施設計業務にあたる。 工事車両の進入路確保のため、県道からの進入路建設が必要となるため、愛知県との調整を進める。
今後見直しを検討する事項	国庫補助項目の加算ができるような方法を模索し、市費の抑制に繋げる。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
住宅密集地にある小学校の改築工事のため、工事期間中の児童の教育環境維持、安全はもちろんのこと、地域住民に対する工事に伴う騒音、工事車両の増加に伴う交通安全等にも注視する。 工事車両の進入路確保のため、県道からの進入路建設が必要となる。	工事開始前には、工事請負業者、監理委託業者、監督員、犬山南小学校と、情報共有し課題・問題を認識する。 進入路については、愛知県一宮建設事務所と相談し、進めていく。 また国庫補助金の確保について、文部科学省、愛知県に対し、申請及び協議を進めていく。

(6) 文化スポーツ課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 南部公民館管理

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(円)
款	項	目		
9	5	3	公民館費	344

部局名	教育部
課名	文化スポーツ課

I : 事業概要

施設事業名	南部公民館管理								
事業目的	南部公民館を生涯学習の場として有効に活用することにより、市民の教養向上及び健康増進を図る。								
事業内容	<p>●事業の全体計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的な生涯学習活動及びサークル活動の拠点施設として貸館業務を行う。 ・南部公民館の管理・運営を適正に行う。 ・施設を将来にわたって使用していくため、必要な整備・工事を行う。 <p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座を開催するとともに、講座修了生によるクラブ活動を支援する。 ・市民の文化芸術活動の発表の場を提供する市民ギャラリーを開催する。 <p>●主な決算の内訳</p> <table> <tr> <td>・総合設備管理業務一括委託料</td> <td>8,817,600円</td> </tr> <tr> <td>・公民館管理業務委託料</td> <td>1,436,419円</td> </tr> <tr> <td>・舞台関係統合管理業務委託料</td> <td>6,780,842円</td> </tr> <tr> <td>・南部公民館舞台照明設備借上料</td> <td>6,889,680円</td> </tr> </table>	・総合設備管理業務一括委託料	8,817,600円	・公民館管理業務委託料	1,436,419円	・舞台関係統合管理業務委託料	6,780,842円	・南部公民館舞台照明設備借上料	6,889,680円
・総合設備管理業務一括委託料	8,817,600円								
・公民館管理業務委託料	1,436,419円								
・舞台関係統合管理業務委託料	6,780,842円								
・南部公民館舞台照明設備借上料	6,889,680円								
事業の成果・効果	<p>○自主的な生涯学習の場を市民に提供するために貸館業務を行った。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により規模を縮小したものの、市民の学びを支援するため、公民館講座を開催した。</p> <p>○施設を良好な状態に保つためにファシリティマネジメントの視点を取り入れながら、適正な維持管理を行った。</p>								

II : 個別事業内訳

(単位:千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

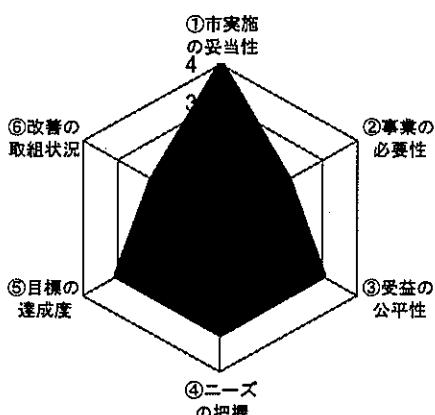
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス次第
公民館審議会委員	0	0	0	-	-	-	-
南部公民館管理	30,657	3,889	26,768	87%	3	3	2
南部公民館講座	247	164	83	34%	4	2	2
南部公民館営繕	786	0	786	100%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	31,690	4,053	27,637	87%	3	2	2

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	R1実算	R2実算	R3予算
	57,314	31,690	28,280
国庫支出金	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	6,096	4,053	6,745
一般財源	51,218	27,637	21,535
一般財源の割合	89%	87%	76%

評価チャート



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価指標
①市実施の妥当性	4	社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条、公民館の設置及び管理に関する条例により設置している施設である。
②事業の必要性	2	市民の日常生活に直接的な影響を与える事業ではないため、状況によっては一時停止が可能な事業である。
③受益の公平性	3	少数の市民しか対象となっていない事業であるが、受講料や使用料など相応の負担を求めて実施している事業である。
④ニーズの把握	3	事業開催時に利用者アンケートを実施し、意見を集約している。
⑤目標の達成度	3	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定していた一部の公民館講座を中止又は縮小して開催したが、実施のためのガイドラインを作成し、安全に講座を実施した。 (通常10講座開講のところ、5講座のみ開講した。)
⑥改善の取組状況	2	施設の長寿命化のための適切な営繕を行った。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	<ul style="list-style-type: none"> 空きスペースの活用のため、通路壁面の「壁貸し」の制度を開始した。 施設を安心して利用していくことができるよう、必要な修繕を実施した。
令和3年度に見直しを実施している事項	<ul style="list-style-type: none"> 空調や舞台機構等、設備の更新計画について検討を行う。
今後見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> 施設の収支バランスを検証し、今後の施設のあり方を検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
施設・設備の老朽化が進行する中で効率的に修繕を実施する。	優先順位をつけ、計画的な修繕を行う。

イ 小規模公民館管理（犬山西公民館解体）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			項目名	決算額(円)
款	項	目		
9	5	3	公民館費	344

部局名	教育部
課名	文化スポーツ課

I : 事業概要

施設事業名	小規模公民館管理
事業目的	小規模公民館を生涯学習の場として有効に活用することにより、市民の教養向上、健康増進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 ・生涯学習活動の場を市民に提供するため、小規模公民館(塔野地公民館、犬山西公民館、善師野公民館)を、適正に管理運営する。 ●主な事業内容 ・施設の貸館業務 ・施設の營繕修繕 ・施設管理に必要な各種委託 ・借地手続き ・犬山西公民館を解体するための設計 ●主な決算の内訳 ・公民館管理業務委託料 3,650,598円 ・光熱水費 1,238,597円 ・修繕料 550,330円 ・犬山西公民館解体設計委託料 748,000円
事業の成果・効果	小規模公民館について、自主的な生涯学習の場を市民に提供するため、貸館事業を行った。 施設を良好に保つためにファシリティマネジメントの視点を取り入れながら、修繕計画により、施設の適正な維持管理を行った。 犬山西公民館解体のための設計を行った。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

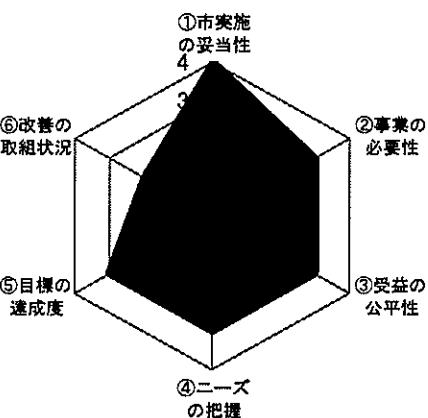
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
小規模公民館施設管理運営	6,345	244	6,101	96%	2	2	2
小規模公民館施設營繕	1,606	0	1,606	100%	2	3	2
犬山西公民館解体	748	748	0	0%	4	3	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,699	992	7,707	89%	2	2	2

III : 年度別事業費の状況

(単位 : 千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	8,351	8,699	22,150
財源内訳	国庫支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他	967	992
	一般財源	7,384	7,707
一般財源の割合	88%	89%	98%

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのCheck)

評価の観点	評価値	評価視察
①市実施の妥当性	4	社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条、公民館の設置及び管理に関する条例により設置している。
②事業の必要性	3	塔野地公民館、善師野公民館については、市と区の協定に基づき設置された施設である。犬山西公民館については老朽化が進んでいるため、今年度末で閉館し、令和3年度に解体する。
③受益の公平性	3	条例に基づき使用料を徴収しているが、特定の団体による減免利用が多い。
④ニーズの把握	3	犬山西公民館廃止のために市民説明会を2回実施（令和元年度）するとともに、定期的な利用者には他の公共施設を案内するなど、調整を図った。
⑤目標の達成度	3	善師野公民館空調更新工事及び塔野地公民館調理室漏水修繕等を行った。
⑥改善の取組状況	2	ファシリティマネジメントの視点を取り入れながら、老朽化した施設のあり方を検証している。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	犬山西公民館の解体の設計を行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	非常に避難しやすいように塔野地公民館非常階段の扉付替え修繕、設備の管理がしやすいように塔野地公民館フェンス出入口設置修繕などを行う。 犬山西公民館を解体する。
今後見直しを検討する事項	犬山西公民館の解体に向けて、測量、工事を行うとともに、近隣住民への周知、調整を図り、工事を安全に実施する。

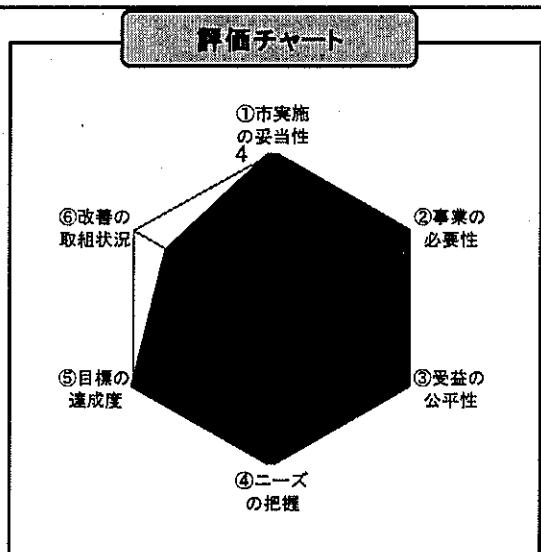
VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
老朽化した施設の安全性を確保しつつ、どのように維持管理していくか。	今後も優先順位をつけて施設の修繕を適正に実施していく。

ウ 図書館本館管理（図書館営繕）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート							
予算 款項 目			目名	決算額(円)	部局名 課名	教育部 文化スポーツ課	
9	5	5	図書館費	348			
I : 事業概要							
施設事業名		図書館本館管理					
事業目的		市民に愛される図書館として適正な管理及び運営を行い図書館の利用促進を図る。					
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報発信の拠点として、地域の住民に役立つ課題解決の支援、行政情報の発信、地域づくりの拠点など、知識と情報の仲介者として、人と人とのつなぐ潤いのあるオアシスになれるよう図書館サービスを展開する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館協議会の設置運営 ・図書館本館の適切な運営と維持管理 ・図書館業務システムの運用・維持管理 ・図書購入による資料の充実 ・営繕工事による快適な図書館の環境の維持 ・図書館照明LED化工事 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館情報システム使用料 2,838,000円 ・事業用図書購入 12,448,283円 ・排煙高窓閉閉装置改修工事 2,626,800円 ・図書館照明LED化工事 45,491,664円 					
事業の成果・効果		<p>新型コロナウィルスの感染症拡大防止の為、オンラインによる在架資料の貸出業務を新たに開始し、感染防止対策を徹底した上で、図書館の運営や講座を行った。</p> <p>図書館システムの更新による図書館サービスの向上を図るため、RFI（情報提供招請）を実施し、課題を把握した上で、図書館システムの更新（R3年度）を実施するための準備を行った。</p> <p>市立図書館の全照明のLED化を実施したことで、消費電力が削減でき、利用者に快適な読書環境を提供できた。</p>					
II : 個別事業内訳 (単位: 千円) (総見直し・総点検進捗評価は4段階)							
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
図書館協議会委員	29	0	29	100%	4	4	4
図書館本館管理	28,960	142	28,818	100%	4	4	4
公用車管理	98	0	98	100%	4	4	4
図書館システム運用管理	6,080	0	6,080	100%	3	4	4
図書館図書購入	16,177	0	16,177	100%	4	3	4
図書館営繕	49,350	31,859	17,491	35%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	100,694	32,001	68,693	68%	3	3	3

III：年度別事業費の状況				(単位：千円)
財源内訳	事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	国庫支出金	3,628	18,959	0
	地方債	0	12,900	0
	その他	0	142	18,399
	一般財源	58,447	68,693	50,713
	一般財源の割合	94%	68%	73%



IV：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価基準
①市実施の妥当性	4	図書館法及び犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき市が設置
②事業の必要性	4	図書館は住民の知る欲求に応えるために自治体が設置し運営するものであり、住民が情報を入手し、教育や文化の発展に寄与している。
③受益の公平性	4	図書館は乳幼児から高齢者まで住民すべてを対象とし、資料提供の求めに応じている。
④ニーズの把握	4	図書館は何人でも利用できる施設であり、メール、窓口、図書リクエスト、図書館協議会など様々な方法で意見を受け取り図書館運営に反映させている。
⑤目標の達成度	4	施設の長期使用を見込み安全で快適に利用してもらうよう適切に維持管理を実施した。
⑥改善の取組状況	3	安全かつ安心して利用できるよう營繩を適切に実施する。 子どもも読書活動推進事業を積極的に実施し図書館利用の促進につなげる。従来のサービスを見直し利用者の利便性の向上を図り市民に愛される図書館を目指す。

V：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	新型コロナウイルスの感染症拡大防止の為、オンラインによる在架資料の予約や購入の実施、また感染防止対策を施して、図書館の開館、講座等を実施して図書館サービスの維持に努めた。図書館システムの更新による図書館サービスの向上を図るため、RFI（情報提供招請）を実施した。市立図書館の全照明のLED化を実施、消費電力を削減するとともに、利用者に快適な読書環境を提供できた。
令和3年度に見直しを実施している事項	新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底し、図書館運営を行う。 図書館システムの更新し、図書館サービスの向上、利用者の利便性を図る。 視覚障害者が安全に施設を利用できるよう、点字ブロックの設置工事を実施する。
今後見直しを検討する事項	視聴覚資料の館内閲覧及び館外貸し出しについて利用頻度と機器及び資料の状態などを考慮しサービスの継続の可否、サービス提供方法の見直しを検討する。

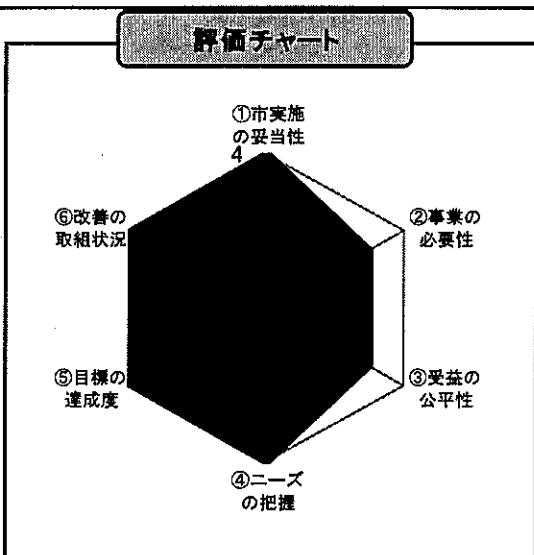
VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
施設及び設備の老朽化に伴う営繩 子どもの読解力の向上及び読書活動の推進 図書館を核とした交流の場の創出	図書館サポートや図書館ボランティアなど市民が図書館の運営に参画することで、図書館の運営及び図書館サービスの活性化に努める。 子どもも読書活動推進計画に基づき、子どもも読書空間を活用し、子どもの読解力の向上及び読書活動の推進事業を展開していく。

エ 楽田ふれあい図書館管理（楽田ふれあい図書館移設）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート								
予算 款 項 目			目名		決算書(P)		部局名 課名	教育部 文化スポーツ課
9	5	5	図書館費		348			
I : 事業概要								
施設事業名		楽田ふれあい図書館管理						
事業目的		楽田ふれあい図書館の管理及び運営を適切に行い読書の推進を図る。						
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・毎週土曜日、日曜日に開館し図書館サービスを提供する。 ・新築した楽田小学校体育館の2階に楽田ふれあい図書館を移転し、開館時間を午前10時30分から午後5時00分まで拡大することで利用しやすい図書館としてリニューアルする。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・図書購入により資料を充実 ・図書館を適正に運営 ・図書館イベントの新規開始による図書館事業の充実 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・事業用図書購入費 299,147円 ・ふれあい図書館機器設置委託料 379,500円 						
事業の成果・効果		新型コロナウイルスの感染症拡大防止の為、リニューアルオープンを6月に延期したが、オープン後は、楽田小学校図書室と同じ空間で運用する特徴を活かし、学校と連携した企画を実施することで、地域、保護者等へのPRを図ることができた。 開館時間を午前10時30分から午後5時00分まで（リニューアル前より2時間30分延長）拡大することで利用しやすい図書館とし、利用者数の増加に努めた。						
II : 個別事業内訳 (単位: 千円) (総見直し・総点検進捗評価は4段階)								
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価			
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準	
楽田ふれあい図書館	538	0	538	100%	4	4	4	
楽田ふれあい図書館移設	398	0	398	100%	4	4	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	936	0	936	100%	4	4	4	

III：年度別事業費の状況				(単位：千円)
財源内訳	事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	1,004	936	579
	一般財源の割合	100%	100%	100%



評価チャート

評価指標

①市実施の妥当性
②事業の必要性
③受益の公平性
④ニーズの把握
⑤目標の達成度
⑥改善の取組状況

IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価基準	評価指標
①市実施の妥当性	4	自治体として住民の知る欲求に答え、様々な図書資料を提供している。
②事業の必要性	3	図書館は住民の知る欲求に応えるために自治体が運営するものであり、住民が情報を入手し、教育や文化の発展に資する。
③受益の公平性	3	図書館は乳幼児から高齢者まで住民全てを対象とし、全ての住民の資料提供の求めに応じている。
④ニーズの把握	4	メール、投書、窓口、図書リクエスト、図書館協議会など様々な方法で意見を受け取り図書館運営に反映させている。
⑤目標の達成度	4	開館時間を午前10時30分から午後5時00分まで（リニューアル前より2時間30分延長）拡大することで利用しやすい図書館とし、利用者数の増加に努めた。
⑥改善の取組状況	4	開館時間、情報発信方法等の従来のサービスを見直し、新たに開館時間を拡大し図書館事業を拡充する。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

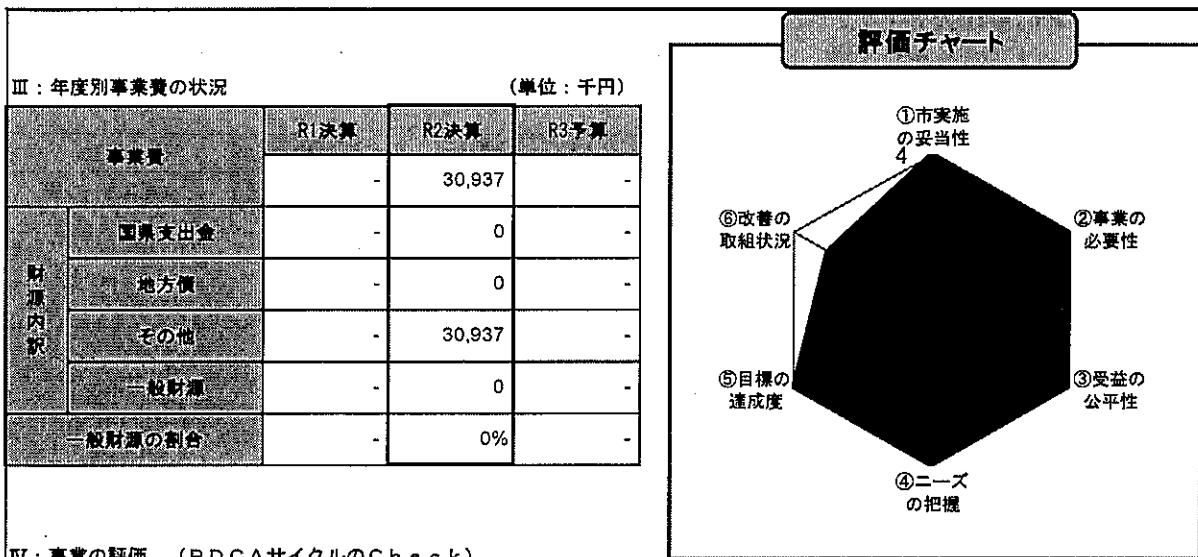
令和2年度に見直しを実施した事項	楽田ふれあい図書館のリニューアルオープンに合わせ、図書館システム機器の移設を実施した。学校連携の拠点施設として学校及び図書館コーディネーターや学校司書と共に授業に役立つ資料の展示を工夫し、地域の図書館として地元住民が参加できるイベントの企画運営などを実施した。
令和3年度に見直しを実施している事項	学校連携の拠点施設として図書館コーディネーターや学校司書と共に授業で使う資料の調達など学校に役立つ図書館づくりと、地域の図書館として地元住民が参加、参画できるイベントを実施し、地域に役立つ図書館づくりを目指す。
今後見直しを検討する事項	地域の図書館として情報を発信し、イベント等の企画に地元住人が参画する図書館づくりについて検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
新規イベントの企画運営 学校及び図書館コーディネーターとの連携	地域図書館と学校図書館が同じ空間で運営する特徴を活かした図書館づくりを目指し、一人でも多くの市民に利用してもらえるよう、学校や地域との連携に努める。

才 子ども読書活動推進

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート														
予算 款 項 目			目名	決算額(P)	部局名 課名									
9	5	5	図書館費	348	教育部 文化スポーツ課									
I : 事業概要														
施策事業名		子ども読書活動推進												
事業目的		第2次子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じ、豊かな感性と表現力・創造力を身に付け、生きる力を備えた子どもを育成する。												
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館2階展示室を新たな子ども向け読書空間としてリニューアルすることで、子どもと保護者が読書に親しむ環境を整え、長期的視野に立った市民全体の読書推進を図る。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の開催 ・市立図書館2階展示室を改修し子ども読書空間を整備 ・子ども読書空間用の図書購入 ●主な決算の内訳 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・子ども読書空間設計施工管理</td> <td style="text-align: right;">968,000円</td> </tr> <tr> <td>・子ども読書空間整備工事</td> <td style="text-align: right;">26,867,142円</td> </tr> <tr> <td>・子ども読書空間図書購入</td> <td style="text-align: right;">3,000,000円</td> </tr> </table> 							・子ども読書空間設計施工管理	968,000円	・子ども読書空間整備工事	26,867,142円	・子ども読書空間図書購入	3,000,000円
・子ども読書空間設計施工管理	968,000円													
・子ども読書空間整備工事	26,867,142円													
・子ども読書空間図書購入	3,000,000円													
事業の成果・効果		<p>子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書環境の整備・充実を図るために、図書館2階展示室を子ども読書空間としてリニューアルオープンした。</p> <p>学校司書、図書館ボランティアからの意見を基に、子どもの読み解き向上に資する図書を選書し子ども読書空間に配架した。</p> <p>家庭での読書を推進するため、ブックガイドを年齢別に5種類作成した。</p>												
II : 個別事業内訳 (単位 : 千円) (総見直し・総点検進歩評価は4段階)														
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価									
		特定財源	一般財源		青砥発展	利便性向上	サービス水準							
子ども読書活動推進	30,937	30,937	0	0%	4	3	3							
-	-	-	-	-	-	-	-							
-	-	-	-	-	-	-	-							
-	-	-	-	-	-	-	-							
-	-	-	-	-	-	-	-							
-	-	-	-	-	-	-	-							
-	-	-	-	-	-	-	-							
合計	30,937	30,937	0	0%	4	3	3							



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価基準	評価検査
①市実施の妥当性	4	第2次犬山市子ども読書活動推進計画に定めた子ども読書空間整備基本構想に基づき市が実施した。
②事業の必要性	4	子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、将来を担う子どもたちのために必要な事業である。、
③受益の公平性	4	子ども及び子どもを取り巻くすべての大人、市民を対象としている。
④ニーズの把握	4	第2次犬山市子ども読書活動推進計画策定時におけるアンケート調査を実施。また、図書館協議会、子ども読書活動推進計画策定審議会委員からの意見を収集しておりニーズを把握した。
⑤目標の達成度	4	第2次犬山市子ども読書活動推進計画に定めた子ども読書空間整備基本構想に基づき子ども読書空間を整備した。
⑥改善の取組状況	3	図書館事業（イベント、会議等）やギャラリー等で市民が使う以外は未利用となる場合があった展示室を子ども読書空間として整備し、空間を効果的に活用した。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書環境の整備・充実を図るために、図書館2階展示室を子ども読書空間としてリニューアルオープンした。 学校司書、図書館ボランティアからの意見を基に子どもの読解力向上に資する図書を選書し、子ども読書空間に配架した。 家庭での読書を推進するために、ブックガイドを年齢別に5種類作成した。
令和3年度に見直しを実施している事項	子ども読書空間に配する図書の充実、自然科学に関する図書を排架するなど、子どもたちの読む力を育てるための図書を選書し購入する。
今後見直しを検討する事項	子どもの読書を支える保護者をはじめとした大人に対しての環境を整備する。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
子どもの読解力の向上及び読書率の向上に努めるため、子どもの読書を支える保護者をはじめとした大人に対しての環境整備。	子ども読書活動推進計画に基づいた子ども読書空間を活用した事業の展開を検討する。

力 市民文化会館運営管理（市民文化会館管理）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(△)
款	項	目		
9	5	7	市民文化会館費	354

部局名	教育部
課名	文化スポーツ課

I : 事業概要

施設事業名	市民文化会館運営管理
事業目的	芸術文化の拠点施設として、市民の文化の向上を図る。
事業内容	<p>●事業の全体計画 ・市民の舞台芸術鑑賞及び発表の場、文化活動の場として貸館業務を行う。 また、施設を良好な状態に保つために維持管理を行う。</p> <p>●主な事業内容 ・文化協会や音楽文化協会と協力して、「市民芸能祭」や「市民音楽祭」など市民、文化団体が発表する場を提供するとともに、参加型事業の展開。 ・舞台のみを貸し出しどす「舞台活性化事業」の実施。</p> <p>●主な決算の内訳 ・総合設備管理業務一括委託料 5,850,703円 ・施設管理業務委託料 1,918,867円 ・舞台関係統合管理業務委託料 7,346,463円 ・市民文化会館舞台照明設備備上料 14,328,720円 ・自主事業委託料 291,500円</p>
事業の成果・効果	<p>○大ホールの舞台のみを1時間1,400円で貸し出す「舞台貸し事業」を試行的に実施し、収入を獲得することができ、コロナウイルスの影響で事業が減った施設を有効に活用することができた。また、市民に大ホールを気軽に利用する機会を提供することができた。</p> <p>○施設を良好な状態に保つためにファシリティマネジメントの視点を取り入れながら、適正な維持管理を行った。</p>

II : 個別事業内訳

(単位:千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
市民文化会館管理	39,321	3,631	35,690	91%	3	3	2
市民文化会館利活用	1,514	199	1,315	87%	3	3	3
市民文化会館営繕	770	0	770	100%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	41,605	3,830	37,775	91%	2	2	2

評価チャート

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	R1実績	R2実績	R3予算
	74,051	41,605	32,690
国県支出金	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	10,971	3,830	31,037
一般財源	63,080	37,775	1,653
一般財源の割合	85%	91%	5%

IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	他市町で民間によるサービスの提供が行われている事例があるため、民間委託や指定管理者制度の活用の可否について、検討の余地がある。
②事業の必要性	2	市民の日常生活に直接的な影響を与える事業ではないため、状況によっては一時停止が可能な事業である。
③受益の公平性	3	少數の市民しか対象となっていない事業であるが、入場料や使用料など相応の負担を求めて実施している事業である。
④ニーズの把握	3	事業開催時に利用者アンケートを実施し、意見を集約している。
⑤目標の達成度	3	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により大半の行事がキャンセルとなつたが、「舞台貸し事業」など新たな利用者の創出に努めた。
⑥改善の取組状況	2	施設の長寿命化のための適切な營繕を行つた。 ホールの稼働率を高めるため、「舞台貸し事業」の実施などコロナ禍でも実現可能な事業を工夫して展開した。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	・キャンセルにより空きが出た大ホールを活用するため、「舞台貸し事業」を試行的に実施した。
令和3年度に見直しを実施している事項	・昨年度好評を得た「舞台貸し事業」を再度実施し、本運用に向けて課題の整理を行う。
今後見直しを検討する事項	・施設の収支バランスを検証し、今後の施設のあり方を検討する。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
施設のあり方の検討を行う。	専門家の意見も参考とし、施設の今後のあり方を検討する。

キ 保健体育総務事務（スポーツ団体補助）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート															
部 局 名	都道府県名			都道府県名											
課 項 目	目名			決算額(円)	部局名 課名										
9 6 1	保健体育総務費			366	教育部 文化スポーツ課										
I : 事業概要															
施設事業名	保健体育総務事務														
事業目的	軽スポーツの普及・啓発や競技スポーツの振興など、多様なニーズに応じた事業を展開し、市全体のスポーツ活動の活性化を図る。														
事業内容	<p>●事業の全体計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ分野の市民の活躍や取組みを一層推進させるための事務事業を実施する。 ・スポーツ基本法に規定するスポーツ推進委員を中心に、市民に対するスポーツの推進のための事業やスポーツの指導及び助言などをを行う。同時に、各委員に対するその職務を全うする上で必要となる意識喚起や、理解、能力の取得を支援する。 ・市民のスポーツの普及のため、市民スポーツ活動を展開し、本市スポーツ振興の中核を担う市体育協会の事業開催経費に対し補助金の交付を行う。 <p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市スポーツ賞授賞式の開催 ・全国大会等出場者激励賞の支給 ・スポーツ推進委員事業の推進、協力 ・軽スポーツ講習会の開催 ・体育協会への支援 <p>●主な決算の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・スポーツ賞記念品</td> <td style="text-align: right;">272,543円</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ競技全国大会等出場者賞賜金</td> <td style="text-align: right;">170,000円</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ推進委員報酬</td> <td style="text-align: right;">315,000円</td> </tr> <tr> <td>・体育協会補助金</td> <td style="text-align: right;">10,085,543円</td> </tr> </table>							・スポーツ賞記念品	272,543円	・スポーツ競技全国大会等出場者賞賜金	170,000円	・スポーツ推進委員報酬	315,000円	・体育協会補助金	10,085,543円
・スポーツ賞記念品	272,543円														
・スポーツ競技全国大会等出場者賞賜金	170,000円														
・スポーツ推進委員報酬	315,000円														
・体育協会補助金	10,085,543円														
事業の成果・効果	コロナ禍の中、犬山市スポーツ賞の表彰式が出来るかを検討し、対策を講じた上で実施した。スポーツ団体補助（体育協会）については、各種目での大会の開催のほか、指導者の育成やジュニア世代の競技力向上、各種大会への選手派遣など、新型コロナウイルス感染症対策を行なながら規模を縮小して開催した。近隣市町や市内各種組織との連携や、会員独自の人脈・ネットワーク・機動力・実行力を生かした事業展開は、行政では為しえることのできない内容が多く、補助金交付による行政効果は大きい。														
II : 個別事業内訳 (単位 : 千円) (総見直し・総点検進捗評価は4段階)															
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価										
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準								
保健体育総務事務	734	0	734	100%	4	3	3								
スポーツ推進委員	560	0	560	100%	4	4	4								
スポーツ団体補助	10,086	0	10,086	100%	4	4	4								
-	-	-	-	-	-	-	-								
-	-	-	-	-	-	-	-								
-	-	-	-	-	-	-	-								
-	-	-	-	-	-	-	-								
合計	11,380	0	11,380	100%	4	3	3								

III : 年度別事業費の状況				評価チャート				
財源内訳	R1実績	R2決算	R3予算					
	16,428	11,380	18,321					
	国県支出金	0	0					
	地方債	0	0					
	その他	0	0					
	一般財源	16,428	11,380					
	一般財源の割合	100%	100%					
IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのCheck)								
評価の観点	評価	評価根拠						
①市実施の妥当性	3	スポーツ推進委員はスポーツ基本法に規定され、スポーツ推進事業の実施などをその役割としている。また、表彰や補助金の交付をもってスポーツを行う市民を激励・顕彰することは、その採算面からも民間サービスでは考えにくい。						
②事業の必要性	2	豊かな市民生活を送る上では有効な施策であるが、日常生活よりも優先するべき分野ではない。						
③受益の公平性	4	全ての事業の対象は市民全員である。						
④ニーズの把握	3	事業によっては参加者アンケートを実施している。						
⑤目標の達成度	4	計画事業は全て実施し、目標を達成した。						
⑥改善の取組状況	3	受益者数（参加者数など）のほか、アンケートなどによるニーズ把握も順次取り入れていく必要がある。						
V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)								
令和2年度に見直しを実施した事項	コロナ禍の中、全ての事業をただ中止として判断するのではなく、感染対策を講じて出来るかを判断した。 また、スポーツ賞については、本来全国大会等に出場した者が表彰対象となるが、全国大会に出場していないても、全国大会に出場予定だった者をスポーツ賞を受賞できるよう見直しを行った。（新型コロナウイルスの影響による）							
令和3年度に見直しを実施している事項	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、事業の実施方法等の検討を行う。							
今後見直しを検討する事項	市内及び近隣地域の類似事業の実施状況の把握に努め、スポーツ事業の実施手法やあり方等について研究を進める。							
VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果:次のサイクルに反映させていく事項)								
課題	対応策・今後の方向性							
公共サービスとして提供するスポーツ事業で収支バランスを図ることは著しく困難であるため、収入の確保（参加料の設定など）や事業の圧縮などを視野に入れていく。	事業実施主体（体育協会・スポーツ表彰審査委員会・スポーツ推進委員連絡協議会）の主体性を最大限に尊重し、協力・支援を行い事業を展開すると同時に、指導・監督の視点をもち、適宜協議を行いながら進めていく。							

ク スポーツ振興

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート																	
予算			目名		決算額(円)		部局名										
款	項	目					課名	部名									
9	6	2	スポーツ振興費			368	文化スポーツ課										
I : 事業概要																	
事業事実名		スポーツ振興															
事業目的		市民の健康づくりを目的とし、スポーツ意識の高揚、スポーツの普及・振興を図る。															
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 様々な場面で市民が「スポーツに親しむ」、「体を動かす」機会を提供する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・市内4中学校への部活動指導者の派遣 ・市民にスポーツに親しむ場所として提供するため、学校体育施設開放、市民プール代替事業（モンバプール利用の市民優待）の実施 ・東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の準備 ・市民が参加できる各種スポーツ大会の開催、協力 ・スポーツの普及・振興のため、スポーツ振興基金の積立等 ●主な決算の内訳 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・中学校部活動指導者謝礼</td> <td style="text-align: right;">5,495,100円</td> </tr> <tr> <td>・学校体育施設管理業務委託料（10小学校・4中学校）</td> <td style="text-align: right;">1,645,007円</td> </tr> <tr> <td>・東京2020オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会負担金</td> <td style="text-align: right;">3,446,000円</td> </tr> <tr> <td>・スポーツ振興基金積立金</td> <td style="text-align: right;">3,006,922円</td> </tr> </table> 								・中学校部活動指導者謝礼	5,495,100円	・学校体育施設管理業務委託料（10小学校・4中学校）	1,645,007円	・東京2020オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会負担金	3,446,000円	・スポーツ振興基金積立金	3,006,922円
・中学校部活動指導者謝礼	5,495,100円																
・学校体育施設管理業務委託料（10小学校・4中学校）	1,645,007円																
・東京2020オリンピック聖火リレー愛知県実行委員会負担金	3,446,000円																
・スポーツ振興基金積立金	3,006,922円																
事業の成果・効果		中学生部活動への指導員の派遣、学校体育施設の市民開放を実施した。いぬやまランニングフェスティバル、跡壳犬山ハーフマラソン、年3回の軽スポーツ大会については、新型コロナウイルスの影響で中止とした。東京2020オリンピック聖火リレーについては、コロナ禍の中で安心安全に大会運営できるよう県実行委員会や関係団体と調整の上、準備を進めた。															
II : 個別事業内訳																	
(単位:千円) (総見直し・総点検進歩評価は4段階)																	
事業名		決算額		財源内訳		一般財源の割合		総見直し・総点検進歩評価									
				特定財源		一般財源		情報発信									
スポーツ振興		11,582		11,582		0		0%									
4		4		4		4		4									
スポーツ大会		1,452		234		1,218		84%									
マラソン大会		22		22		0		0%									
4		4		4		4		3									
スポーツ振興基金積立金		3,007		3,007		0		0%									
2		2		2		2		2									
-		-		-		-		-									
-		-		-		-		-									
-		-		-		-		-									
合計		16,063		14,845		1,218		8%									
3		3		3		3		3									

III : 年度別事業費の状況 (単位:千円)				評価チャート			
財 産 内 訳	事業費	R1決算	R2大算	R3予算			
	国県支出金	28,204	16,063	29,533			
	地方債	0	0	0			
	その他	7,982	14,845	28,841			
	一般財源	20,222	1,218	692			
	一般財源の割合	72%	8%	2%			
IV : 事業の評価 (P D C A サイクルの C h e c k)							
評価の観点	評価	評価根拠					
①市実施の妥当性	2	他自体では、マラソン大会、各種スポーツ大会や事業など、民間が主体となって開催される例が多い。					
②事業の必要性	2	豊かな市民生活を送る上では有効な施策であるが、日常生活よりも優先すべき分野ではない。					
③受益の公平性	4	いずれの事業も全ての市民である。					
④ニーズの把握	3	事業によって参加者アンケートを実施している。					
⑤目標の達成度	3	いぬやまランニングフェスティバル、続実犬山ハーフマラソンは開催可能な方法を検討した上で、新型コロナウイルス感染拡大予防と市民の安心安全を最優先し中止とした。					
⑥改善の取組状況	3	各事業への市民の参加申込方法（様式含む）の点検、見直しを実施中である。スポーツ振興基金の活用の検討が必要である。					
V : 業務の総見直し・総点検 (P D C A サイクルの C → A)							
令和2年度に見直しを実施した事項	東京2020オリンピック聖火リレーについては、コロナ禍の中で安心安全に大会運営できるよう県実行委員会や関係団体と調整の上、準備を進めた。						
令和3年度に見直しを実施している事項	いぬやまスポーツコミッショントークでは、犬山ならではの多様な自然や人脈等犬山市が有する地域資源を活かしたスポーツ事業に対して支援していく。マラソン大会については、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、対策を講じ実施にむけて検討していく。ランニングフェスティバルについては、多子多胎施策として第3子の参加料を無料とする。						
今後見直しを検討する事項	開始から経過年数の浅い事業（「いぬやまスポーツコミッショントーク」・「いぬやまランニングフェスティバル」）について、数年にわたる実施効果の検証を行った上で、実施体制や方法など、必要に応じて将来に向けた具体方針の再考も必要となる。						
VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C A の成果: 次のサイクルに反映させていく事項)							
課題	対応策・今後の方向性						
公共サービスとして提供するスポーツ事業で收支バランスを図ることは困難であるため、収入の確保（参加料の設定など）や事業の圧縮などを視野に入れていく。	行政のほか、スポーツコミッショントークや体育協会など外部関係団体や市民がどのように各種事業に関係するかも含め、検討を実施する。						

ケ 包括体育施設管理

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算 款	項	目	目名	決算額(万)
9	6	3	体育施設費	370

部局名 課名	教育部 文化スポーツ課
-----------	----------------

I : 事業概要

事業事業名	包括体育施設管理
事業目的	羽黒中央公園（体育館・多目的スポーツ広場）を適正に管理運営し、活用することで、市民のスポーツ活動の振興を図る。
事業内容	<p>●事業の全体計画 ・指定管理者による羽黒中央公園（体育館・多目的スポーツ広場）の管理運営が適正に実施されることで、施設の活性化が図られ、市民のスポーツ活動、生きがいづくり、健康づくりの推進を図る。</p> <p>●主な事業内容 ・指定管理者による適正な施設の管理運営 ・次期指定管理者及びネーミングライツパートナーの選定</p> <p>●主な決算の内訳 ・羽黒中央公園指定管理料 106,761,600円 ・犬山市体育館指定管理者選定委員会報酬 57,600円 ・犬山市体育館ネーミングライツパートナー選定委員会報酬 86,400円</p>
事業の成果・効果	指定管理者の管理運営により、スポーツ活動、健康づくり、生きがいづくりの場として施設を利用者に提供するとともに、幅広い年代の市民がスポーツに親しむ機会が得られるよう、子ども向けには、トランポリン教室や走り方教室、フットサル教室、成人向けの卓球教室等魅力的な自主事業を各種展開した。また、契約期間満了に伴い、次期羽黒中央公園の指定管理者及び体育館ネーミングライツパートナーの選定を適正に行つた。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

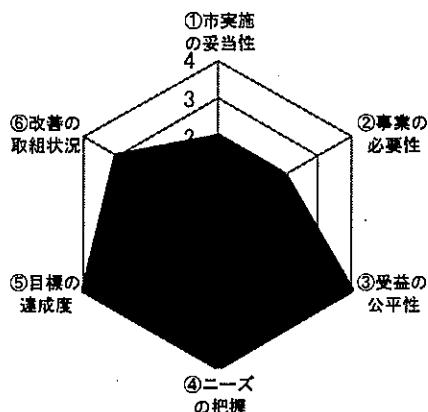
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
包括体育施設管理	107,044	2,365	104,679	98%	3	3	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	107,044	2,365	104,679	98%	3	3	4

III : 年度別事業費の状況

(単位:千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	109,551	107,044	110,859
国庫支出金	0	0	0
地方債	0	0	0
その他	2,386	2,365	2,422
一般財源	107,165	104,679	108,437
一般財源の割合	98%	98%	98%

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C Aサイクルの C h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	体育施設管理業務を民間で実施する可能性はある。
②事業の必要性	2	豊かな市民生活を送る上では有効な施策であるが、日常生活よりも優先すべき分野ではない。
③受益の公平性	4	全市民が対象となる（恩恵を受ける）機会を得ることができる事業である。
④ニーズの把握	4	指定管理者制度を導入し、アンケートを実施するなど常時利用者の声を聞く体制を整えている。
⑤目標の達成度	4	安定した施設管理を実現した。
⑥改善の取組状況	3	利用者の利便性向上のためアンケートの実施等、施設環境改善に向けた工夫を実施した。

V : 業務の総見直し・終点検 (P D C Aサイクルの C → A)

令和2年度に見直しを実施した事項	次期指定管理者選定のため、募集要項及び業務仕様書の見直しを実施した。ネーミングライツパートナーとの契約更新協議により、ネーミングライツ料が倍額となった。指定管理料について、新型コロナウイルスにより施設閉館時の精算協議を実施した。
令和3年度に見直しを実施している事項	指定管理者選定の募集要項において、指定管理者が実施する自主事業を指定管理料から除外することで、指定管理料の軽減を図った。
今後見直しを検討する事項	恒久的に施設管理に要する一定の管理費と、今後施設の老朽化が進む中の維持費を確保する方法を検討する。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果: 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
・効率的な施設の運営方法の検討 ・築年数の経過によるメンテナンス費用の増加	・恒久的に施設管理に要する一定の管理費と、今後施設の老朽化が進む中の維持費を確保する方法を検討する。

(7) 歴史まちづくり課主要事業の行政評価対象事業評価シート

ア 文化財保護（文化財保存活用地域計画策定）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(円)	部局名	教育部
取 組 項 目					課 名	歴史まちづくり課
9	5	8	歴史まちづくり総務費	358		

I : 事業概要

施設等名	文化財保護
事業目的	文化財の適切な保護措置や活用を推進することで、地域住民への文化財周知を行うとともに、犬山市に訪れる観光客へ文化財周知を行い、交流人口の増加を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の運営や各地の事例研究により市内文化財の適切な保護・管理・活用を図る。 ・文化財関連イベントの開催等により文化財愛護精神の醸成を図る。 ・指定・未指定を問わず地域の文化財の総合的な保存活用を図るために文化財保存活用地域計画を策定する（令和2～5年度） ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の運営 ・市内の文化財の保護及び活用 <ul style="list-style-type: none"> 天然記念物ヒトツバタゴ自生地維持管理 妙感寺古墳・磨墨塚史跡公園、羽黒城址西口広場などの維持管理 ・史跡整備市町村協議会への参加 ・文化財関連市民団体の支援 ・市内文化財の魅力を掘り起こし、広く周知するためのイベントを開催 ・犬山市文化財保存活用地域計画の策定（1年目） ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒトツバタゴ自生地管理指導業務 240,000円 ・市内文化財樹木伐採委託料（田中天神跡） 2,860,000円 ・文化財保存活用地域計画策定支援業務委託料 3,674,000円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護一般業務 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を保護する取組みを推進し、市民の更なる文化財への愛護精神を醸成することができた。 ●文化財維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を保護するための取組みとして、天然記念物ヒトツバタゴ自生地の管理や、市内の文化財や施設を適切に維持管理するための清掃や樹木剪定等を実施した。 ●文化財保存活用地域計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の文化財に関する文献資料や過去の調査成果の整理を行い、令和3年度以降の把握調査や計画策定のための基礎資料を得ることができた。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・総点検進歩評価は4段階)

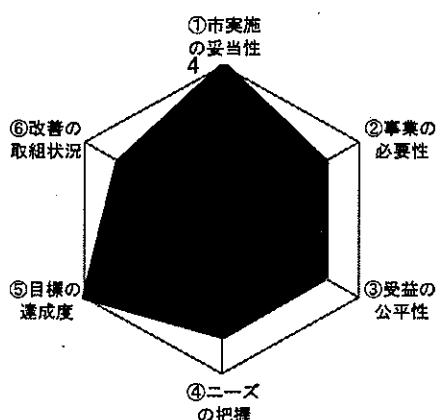
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進歩評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
文化財保護一般	304	32	272	89%	3	3	3
文化財維持管理	5,338	2	5,336	100%	3	3	3
文化財保存活用地域計画策定	3,831	3,830	1	0%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,473	3,864	5,609	59%	3	3	3

III：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費	R1決算	R2決算	R2予算
	2,959	9,473	31,988
財源内訳	国県支出金	0	3,830
	地方債	0	0
	その他	169	34
	一般財源	2,790	5,609
一般財源の割合		94%	59%
		3%	

評価チャート



IV：事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	文化財保護法第3条により規定。市内の文化財の適切な保存・管理は市が実施すべき事項である。
②事業の必要性	3	文化財保護法第4条により、一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的達成のため行う措置に誠実に協力しなければならないと規定されており、市民に協力をお願いし、文化財保存事業を推進する必要がある。
③受益の公平性	3	文化財の報告書等の書籍は一般の希望者に対して販売している。
④ニーズの把握	3	文化財講座の際に、市民に文化財に対する意見を調査するためのアンケートを実施し、ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	市内の文化財の適切な保存・管理を行うための事業を計画どおり実施し、目標を概ね達成している。犬山市文化財保存活用地域計画策定については、年度当初に全体計画を見直したうえで、令和2年度事業を予定どおり完了した。
⑥改善の取組状況	3	市内にある文化財看板の終点検を行い、危険箇所などの早期発見に努め、都度修繕等を実施している。

V：業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	市内にある文化財看板の点検を行い、修繕が必要な看板の優先順位付けを行った。 犬山市文化財保存活用地域計画策定事業について、補助金の採択状況、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて事業期間、事業内容の見直しを行った。
令和3年度に見直しを実施している事項	継続して市内にある文化財看板の点検を行い、修繕が必要な看板の更新に向けた準備を実施する。
今後見直しを検討する事項	市内随所にある文化財看板の更新を図るとともに、文化財保存活用地域計画策定後に、これまで紹介されていないような文化財看板の設置を検討する。実施にあたっては、外部から資金を得るための取組みや、利用可能な補助メニューの研究を行う。

VI：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
文化財の適切な保存・管理及び活用を図るには費用がかかり、また、若い世代を中心に文化財に対する興味が希薄であるため、取り組みの理解が得づらい。	今後も継続して文化財の適切な保存・管理及び活用を進めるためにも、外部から資金を得る手法について引き続き検討する必要がある。また、現在作業を進めている、文化財保存活用地域計画を策定する中で、文化財の洗い出しや、市民の理解を向上させるための普及啓発事業を引き続き実施する必要がある。

イ 民俗文化財（民俗文化財保護）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(万)
款	項	目		
9	5	9	歴史的資産保存・継承費	360

部局名	教育部
課名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

施設事業名	民俗文化財
事業目的	市内の有形・無形の民俗文化財を適切に保存し、後世へ正しく伝承する。伝統行事の継承の支援を通じてコミュニティの存続を促進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の有形・無形の民俗文化財の適切な保存と後世への伝承 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・民俗的価値が高く、地域の生活文化の核として住民を結集する上で重要な役割を果たしてきた犬山祭の車山行事（ユネスコ無形文化遺産・国指定重要無形民俗文化財）を後世へ正しく継承した。また県指定有形民俗文化財である車山13輦についても文化財保護の立場から現況を把握し、有形・無形の双方併せた保護施策の推進を図った。 ・市指定無形民俗文化財である石上祭の継承と保護施策の推進 ・市内の各地域で守り伝えられてきた伝統行事（無指定）の継承と保護施策の推進 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山祭伝承助成金 3,206,003円 ・犬山祭山車保存修理補助金 2,973,000円 ・犬山祭保存会助成金 1,375,644円 ・石上祭助成金 217,079円 ・民俗文化財保存伝承事業補助金 210,000円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の有形・無形の民俗文化財を適切に保存し、後世へ正しく伝承することができた。 ・犬山祭山車保存修理補助金を交付し専門委員の指導のもと保存修理事業を適切に実施できた。 ・『尾張富士の石上げ祭調査報告書』を颁布し、行事に対する理解と関心の向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により民俗文化財の保護団体による活動が制限されたため、例年より補助対象経費が減り、補助金交付額も下がった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により民俗文化財保存伝承事業補助金申請団体25団体のうち18団体が事業を中止したが、実施した7団体へは補助金交付による支援を行った。

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

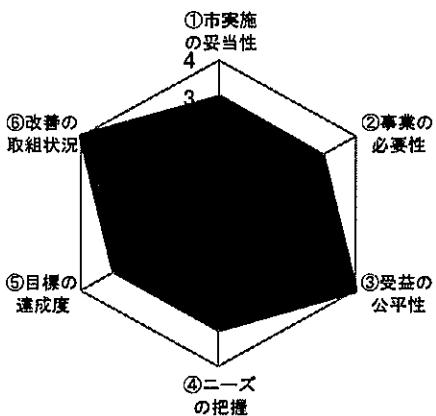
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
犬山祭伝承保存	8,207	8,207	0	0%	4	4	4
民俗文化財保護	427	427	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8,634	8,634	0	0%	4	4	4

評価チャート

III : 年度別事業費の状況

(単位 : 千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	18,411	8,634	14,904
財源内訳	国庫支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他	15,855	8,634
	一般財源	2,556	0
一般財源の割合	14%	0%	0%



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	伝統文化の継承に終わりはない。時の経過とともに文化財の価値をより高める努力が求められており、事業は継続してこそ意味がある。衰微の途を辿る民俗行事の継続には行政の支援が不可欠な状況である。
②事業の必要性	3	市民の日常に生活に直結する事業ではないが、伝統文化の存続・継承は市民の心の豊かさと地域復興に寄与するものであり、継続的に事業を実施する必要がある。
③受益の公平性	4	主に民俗文化財の継承者に対する支援であり、市民全般を対象とする事業ではないが、郷土の伝統文化を守り伝えることが市全体の魅力と心の豊かさの向上に寄与している。
④ニーズの把握	3	修理要望の取りまとめや補助金交付調査書等を通じて把握している。
⑤目標の達成度	3	着実な事業推進により、計画どおりの成果を上げている。適切な支援を通して民俗文化財の継承を促進した。
⑥改善の取組状況	4	市内で行われている伝統行事や補助事業について広く周知するために市ホームページや広報などで情報を発信している。

V : 業務の総見直し・終点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	かつて市内で行われていた伝統行事等で維持が困難となり、休止の状態が続いているものの復旧再開と継承を図る団体を支援するために「犬山市民俗文化財復旧再開事業補助金」の制度を創設した。
令和3年度に見直しを実施している事項	犬山市補助金等交付規則の改正で様式が変更されたことに伴い、申請の案内や記入例を分かりやすく見直し、さらなる利便性の向上を図る。民俗文化財保存伝承事業補助金に関しては、オンライン申請を開始するための手続きを進めている。
今後見直しを検討する事項	各種補助金の制度や補助対象経費の範囲などが民俗文化財保護団体の活動の実態や課題を十分に考慮した内容になっているか見直しの検討が必要である。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果 : 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活形態の変化に伴い、伝統行事の継承が困難となっている事例が多い。一方、民俗行事を観光資源として地域の活性化に生かす動きもあるが、民俗行事を観光に活用することが文化財に変容をもたらす結果に繋がる可能性が危惧され、その手法は慎重に検討される必要がある。	社会全体で文化財を保護していくためには、その価値を人々が共有し、文化財保護の重要性を認識する必要がある。その文化財に対する理解と関心を高めるための方策として、文化財の変容のリスクに留意したうえで、観光との両立を推進する。また、文化財保存修理工事においては、原資料の分析に基づく適切な仕様の決定と施工の促進を図る。

ウ 東之宮古墳（東之宮古墳整備）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(円)
款	項	目		
9	5	9	歴史的資産保存・継承費	360

部局名	教育部
課名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

施設事業名	東之宮古墳						
事業目的	史跡東之宮古墳の恒久的な保存と、これまで実施した発掘調査成果等の周知・活用を図るために史跡整備を実施する。						
事業内容	<p>●事業の全体計画 史跡東之宮古墳の恒久的な保存と、これまで実施した発掘調査成果等の周知・活用を図るため、史跡東之宮古墳整備事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡東之宮古墳整備事業 平成22年度～令和2年度 ・史跡東之宮古墳整備工事施工監理等業務 平成29年度～令和2年度 ・史跡東之宮古墳ARシステム開発 令和元年度 ・史跡東之宮古墳整備工事 平成28年度～令和2年度 ・オーブニングイベント（内覧会） 令和2年度（中止） ・東之宮古墳普及啓発事業 平成26年度～ ・市民参加による墳丘修復事業 令和3年度～ <p>●主な事業内容 平成27年度に作成した基本設計、平成28年度に作成した実施設計をもとに、史跡東之宮古墳の恒久的な保存や活用に向けた史跡整備工事を実施した。史跡整備工事では、古墳及び周辺の樹木の剪定、遊歩道の整備、解説板の設置等を行った。 史跡整備工事完了後にオーブニングイベント開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、関係者ののみの内覧会を行った。</p> <p>●主な決算の内訳</p> <table> <tr> <td>・整備工事施工監理等委託料</td> <td>5,115,000円</td> </tr> <tr> <td>・整備工事請負費</td> <td>21,895,280円</td> </tr> <tr> <td>・普及啓発事業委託料</td> <td>242,000円</td> </tr> </table>	・整備工事施工監理等委託料	5,115,000円	・整備工事請負費	21,895,280円	・普及啓発事業委託料	242,000円
・整備工事施工監理等委託料	5,115,000円						
・整備工事請負費	21,895,280円						
・普及啓発事業委託料	242,000円						
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡東之宮古墳整備事業を完了させることで、古墳の恒久的な保存、見学者の利便性向上や受け入れ体制の強化を図ることができた。 ・広報やホームページ等各種媒体を通じて整備事業の進捗状況に関する情報発信を行い、学習アプリを活用した普及啓発事業を実施して、現地で東之宮古墳を学習できる機会を提供したことにより、東之宮古墳に対する市民の関心を高めることができた。 						

II : 個別事業内訳

(単位 : 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

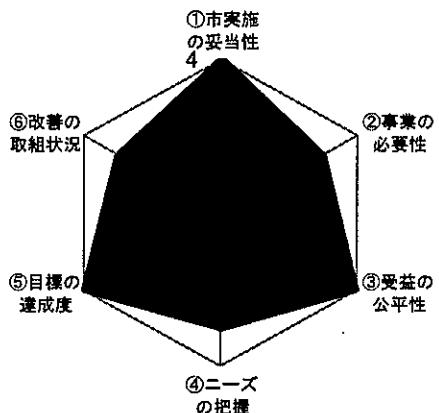
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
東之宮古墳一般事務	1,006	1,006	0	0%	3	4	4
東之宮古墳整備	27,570	27,570	0	0%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	28,576	28,576	0	0%	3	4	4

III : 年度別事業費の状況

(単位 : 千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算
	23,026	28,576	4,038
財源内訳	国庫支出金	7,739	11,270
	地方債	5,500	5,400
	その他	5,501	11,906
	一般財源	4,286	0
一般財源の割合	19%	0%	0%

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC h e c k)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	文化財保護法第3条に基づき、史跡東之宮古墳を国民共有の財産として保存・管理及び活用する必要がある。古墳の管理については、犬山市が同法113条第1項に基づく管理団体に指定されている。
②事業の必要性	3	活用事業については、縮小もやむを得ないが、市内に3箇所ある国指定史跡の1つであり、東日本最古級の古墳であることから、非常時においても国の宝として次世代へ正しく継承するとともに、適切な保存を図る必要がある。
③受益の公平性	4	史跡整備を実施することで、歴史学習の場としての活用が十分期待できる。また、周辺の豊かな自然や豊富な文化遺産、犬山遊園駅から近いという好立地条件を活かすことで観光客の流入を図ることができる。
④ニーズの把握	3	普及啓発事業や、学習会等の際に参加者より意向調査を行っており、事業に対する方向性や要望等ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	史跡整備事業を当初の予定どおり完了した。
⑥改善の取組状況	3	事業実施に伴う財源確保の取り組みとして、国庫補助金を活用した。また、市広報やホームページ、アプリ等各種媒体を利用した周知を行った。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	史跡整備工事の最終年度であるため、多くの方に東之宮古墳を訪れていただくよう学習アプリを活用した情報発信や散策会の実施等、積極的な周知を実施した。
令和3年度に見直しを実施している事項	史跡整備後の古墳の適切な維持管理を行うとともに、市民参加の古墳修復イベント「土あげ祭」や学習アプリを活用した散策会等を継続して実施する。また、周辺の自治体との連携や、鉄道会社等が主催するウォーキングイベントのコースに東之宮古墳を組み込めるような取り組みを行い、広く東之宮古墳を周知する。
今後見直しを検討する事項	史跡整備後の古墳の適切な維持管理を行うとともに、市民参加の古墳修復イベント「土あげ祭」やアプリを活用した散策会等を継続して実施することで、東之宮古墳のファンを確保し、地域と一体となって東之宮古墳を守るような取組みに着手する。また、周辺の自治体との連携や、鉄道会社等が主催するウォーキングイベントのコースに東之宮古墳を組み込めるような取り組みを行い、広く東之宮古墳を周知する。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果 : 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策: 今後の方向性
国的重要文化財に指定されている東之宮古墳出土副葬品の里帰り展を望む声が多くある。	東之宮古墳出土副葬品の里帰り展実施にあたって必要となる条件などを所有者である京都国立博物館に確認し、協議を進める。

エ 文化史料館（文化史料館南館管理）

令和2年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算額(P)
款	項	目		
9	5	10	伝統文化施設費	364

部局名	教育部
課名	歴史まちづくり課

I : 事業概要

施設事業名	文化史料館
事業目的	犬山の歴史資料等の収集・保管・調査を推進するとともに、犬山城と城下町の歴史文化の紹介を行うガイダンス施設として、市民・観光客の文化財に対する理解を促進し、城下町の賑わいを創出する。また、からくり人形の展示や実演解説を通して国内外に日本のからくり文化の魅力を発信する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●文化史料館管理 ○事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び所蔵品の適切な管理運営 ・所蔵品の展示公開等による犬山の歴史文化の紹介 ○主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・施設及び所蔵品の管理運営を適切に行い、快適で魅力あふれる展示環境を維持した。 ・常設展と企画展を開催し、犬山の歴史文化に関する情報発信を行った。 ○主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 3,621,010円 ・委託料（施設管理委託料、OA機器等管理委託料、試験調査委託料） 5,997,838円 ●文化史料館南館管理 ○事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に開館した施設の適切な維持管理 ・からくり文化に関する資料の展示公開と情報発信 ・九代玉屋庄兵衛工房での人形の製作公開 ○主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山祭の山車からくりや関連資料を展示公開し、実演と解説を行った。 ・施設の企画活用業務を民間へ委託し、弾力的な活用を推進した。 ○主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬（からくり専門員報酬） 1,560,000円 ・委託料（企画活用業務委託料） 5,115,000円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウィルス感染症の影響により入館者が伸び悩む中、SNS等を活用した情報発信を積極的に行い、歴史文化の啓発を図ることができた。 ・南館の企画活用業務を民間委託したことにより、実演回数を増やすことができたほか、QRコードを活用したからくり人形の動画配信をするなど、来館者へのサービス向上を図った。

II : 個別事業内訳

(単位: 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

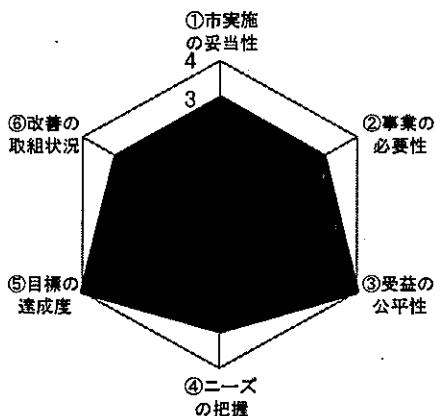
事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	利便性向上	サービス水準
文化史料館管理	10,359	6,481	3,878	37%	4	4	3
文化史料館南館管理	11,348	4,276	7,072	62%	4	3	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	21,707	10,757	10,950	50%	4	3	3

III : 年度別事業費の状況

(単位 : 千円)

事業費	R1決算	R2決算	R3予算	
	176,958	21,707	25,464	
財源内訳	国庫支出金	65,098	720	1,440
	地方債	0	0	0
	その他	20,940	10,037	24,024
	一般財源	90,919	10,950	0
一般財源の割合		51%	50%	0%

評価チャート



IV : 事業の評価 (P D C AサイクルのC heck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	文化史料館の運営には、文化財の保存活用に関する知識と経験が求められるため、現時点では市による実施が妥当である。
②事業の必要性	3	犬山の文化を特徴づける「城と城下町」「からくり」の情報発信を図り、市内における文化財の保存・活用を推進し、犬山の歴史・文化を正しく伝承するためには必要な事業である。
③受益の公平性	4	特定の個人や集団に利益の生じる事業ではなく、入館料を伴うものの、市民全般に開かれた施設であり、歴史文化の発信は市全体の魅力向上に繋がるものである。
④ニーズの把握	3	ワークショップ時等に行ったアンケートにより、来館者のニーズの把握に努め、企画展等に反映している。
⑤目標の達成度	4	年間を通じた企画展は、来館者の好評を得ている。 関係施設間で情報を共有することで、観光客へのスムーズな案内を行うことができた。
⑥改善の取組状況	3	事業の優先順位を考慮し、適正なコスト管理ができるよう努めている。毎年新しい企画展を開催し、様々な媒体による情報発信を継続することでリピーターが満足できるよう工夫している。

V : 業務の総見直し・総点検 (P D C AサイクルのC→A)

令和2年度に見直しを実施した事項	南館の企画活用業務について民間委託した。他館の主催である「おうちでミュージアム」に参加し、コロナ禍で来館できない人にも犬山の歴史や文化について知ってもらう機会を創出した。またSNS等により史料館のコロナ対策に関する取り組みなどを発信することで、安心して来館してもらえるよう配慮した。
令和3年度に見直しを実施している事項	市史編纂事業と関連して、館蔵資料の整理・リスト化を進める。
今後見直しを検討する事項	引き続きコロナ感染症対策を講じながら、入館者数と収入を増やすため、継続的な情報発信と企画展等の充実を図るとともに、効果的なPR方法について検討する。

VI : 課題とその対応策及び今後の方向性 (令和2年度におけるP D C Aの成果: 次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
国内でも有数のからくり展示施設である南館の特色を際立たせ、誘客に繋げることで、地域ブランドの向上に結びつけたい。	民間へ委託した南館企画活用業務の中で、実演回数を繁忙期にはさらに増やすなど柔軟で弾力的な来館者サービスを実現する。また受託者の幅広いネットワークによって展示品の質・量双方の充実を図る。

V 有識者からの意見

○名城大学教授 笠井 尚

児童福祉総務事業では、ひとり親家庭に対する事業が新型コロナウイルス感染症の影響により縮小されたことが心配に思われました。しかしその一方で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、子育て世帯応援特別給付金給付事業が無事進められることで、上のような点を補うためにも、行政としての重要な役割が果たされました。厳しい状況におかれた家庭に対する迅速かつ注意深い対応を、今後も継続していただきたいと思います。

コロナ感染症対策の影響では、子供会対象の行事も縮小されたようでした。子供会育成連絡協議会を脱退する子供会が多く、加入を増やす努力が必要と考えられています。児童センターの今後の対応策・方向性に示されていることにも共通しますが、加入増の努力と同時に、少子化時代の子供会や児童センターのあり方を本質的に検討することも進められてよいように思われました。子どもにとっての利益となることは、これまでのあり方と少し違った形で提供できるかもしれません。

児童クラブの学校への移転が進んでいますが、学校は必ずしも児童クラブが同居することを好ましいと思っていないかもしれません。移転は、ある意味必然と考えられる側面もあります。学校内で児童クラブ運営を行っている先進事例を参考にするなどして、物理的な統合だけでなく、人的・精神的な連携協力体制の構築にも目配りをお願いしたいです。

学校においても新型コロナウイルス対応は無事に進んでいるようで、安心しました。教育研究(授業改善)は、一定の進展が見られるようです。これまでも犬山市がとくに力を入れて取り組んできたことですから、今後も充実することを期待します。達成度を見ると、読解力の向上を含め、「もうひといき」と評価されているようです。ＩＣＴ整備、学校環境整備も進展しているようですので、それらをつなげて総合的に発展させていくようなしくみづくりにも取り組んでいただきたいと思います。学校改築は財政的に厳しくなるなかでも、滞りなく進められていることが評価できます。引き続き充実した整備を図るとともに、整備後も種々の点において検証を行い、効率的・効果的な施設利用を実現できるよう、できあがったものに対しても折を見て確認作業が進められるとよさそうです。

公民館管理事業や体育施設管理事業において、施設の老朽化やメンテナンス費用の負担など、物理的な問題への取り組みが今後にかけて大きくなることがうかがえます。ファシリティマネジメントの視点を取り入れて対処を進めるとともに、同時に、ソフト領域の運営面についても視野に入れて、市民の学習の充実に向けた運営管理の実現を志向してほしいと思います。市民文化会館運営管理事業で見られた「舞台貸し」のように、施設運営での工夫も継続、発展して考えていただけるとよさそうです。

図書館については、本館、楽田それぞれの新しい空間の整備の後、ＬＥＤ化など營繕も進んでいます。サービスの見直しや活性化、イベントの実施など、今後の展開に期待が持てます。全国的に、図書館を拠点とした市民の学習の充実やまちづくりの活性化が見られます。犬山市においても、そのような取り組みが望されます。

文化財に関連しては、課題にも示されているように、若者の関心が希薄であることや伝統行事の継承の困難さなど、今後の取り組みが難しいものも多いようです。今次の評価対象となっている東之宮古墳や資料館のからくり展示など、犬山市には貴重な文化的財産がたくさんあります。種々の文化財について発信の工夫を更に進め、メジャーな地域資源となっているものに加えてそれら文化財への認識が高まるよう期待します。

○元江南市立古知野中学校長 丸山 和成

1 子ども未来課主要事業から

- ・ 「児童福祉総務」では、子ども会 70 団体に助成し、健全育成が進展とある一方で、脱会子ども会の増加が課題とあります。子どもの笑顔が見られ「参加して良かった」「充実した一日だった」と親が実感する事業の企画を子ども会に提案していくことが肝要と考えます。
- ・ 「児童センター」では、学校内にあれば利便性が高く保護者にも歓迎されます。一方、児童クラブは、学校との指導格差があると思います。担当者相互の情報交換が肝要と思います。
- ・ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」では、対象世帯 930、対象児童 1,388 人となり、かなり大きな数を感じました。現場で「お父さん」「お母さん」の言葉を使い分けて接していく必要を感じます。

2 学校教育課主要事業から

- ・ 「教育研究」で、読解力向上とありますが、児童生徒の具体的な姿が、どう変化することを目指しているのか知りたいと感じました。授業での意見交換等々、評価内容の具体化を望みます。
- ・ 「特別支援教育」への理解と支援が高まってきたと感じます。集団になじめない子、心の制御が難しい子等、一面では「発達障害」とされますが、「個性」でもあります。「その子の特性（くせ）」を認め、一緒に活動できる集団を、子どもたちが作り上げていけるような指導体制を期待します。
- ・ 「学校間ネットワーク」では、大型予算を計上し、学習機会の場が広がりました。入院中の子、不登校の子等にも行き渡るようにし、姉妹都市提携している国内外の市町とのオンライン交流なども可能です。直接体験を尊重しつつ、それを補完するシステムとして、積極的な活用を期待します。
- ・ 「楽田小・犬山南小整備」では、地域環境を生かした新しい学校が「地域の生涯学習拠点」となり、児童は勿論、保護者や地域住民にも開かれ、絆を深める場所になっていくよう期待します。

3 文化スポーツ課主要事業から

- ・ 「南部公民館・小規模公民館」では、福祉会館廃館により各種団体の会合、研修会の場が減少しました。それを補完する形で、市民が活用できるスペースを提供していただけるよう要望します。
- ・ 「図書館本館・楽田ふれあい図書館」では、充実した取組が行われたと捉えます。また楽田ふれあい図書館の学校と連携した授業に役立つ資料展示の実践に感銘しました。
- ・ 「保健体育総務事務」「スポーツ振興」とも、やや低調感があります。高齢者や子育て世帯に向けた市内の名所・旧跡を巡るウォーキング事業の企画・実践はいかがでしょうか。
- ・ 「羽黒中央公園」では、民間委託を継続し、他市町村や民間企業の利用なども図り、隣接する「するすみ公園」や「羽黒城址」と一体化した総合公園整備事業となることを願います。

4 歴史まちづくり課主要事業から

- ・ 「文化財保護」では「文化財保存活用地域計画」の策定地域に指定され、系統的な保存活用の進展が期待されます。地域との連携を深め、次世代に繋ぐ活動となるよう協力したいと思います。

- ・ 「東之宮古墳」では、様々な保存活用の取組がなされ重点的な整備が図られています。今後ともPR活動を継続し、多くの市内外の人々が訪れる事のできる史跡・文化財となるよう期待します。
- ・ 「文化史料館」では、様々な企画展が催され、専門的な研究成果が展示され、関連図書の販売もあり、歴史研究者には絶好の施設として機能しています。南館の新設もあり、2階の研修室（作業室）も利用可能で、多くの来訪者に喜んでいただける施設となるよう期待します。
- ・ 犬山城天守の年輪年代法を用いた新説、大手道発掘報告等、市民への説明会の実施に感謝します。

VI おわりに

犬山市教育委員会では、生涯にわたって自ら学び続ける人づくりをねらいとし、「子育て支援」「学校教育」「社会教育」「歴史まちづくり」のそれぞれの分野で、「学びの芽を育み」「学びの心を育み」「学びを深め」「学びを広げ」、さらにそれらを有機的につなげることを主眼に置き、幅広く厚みと深みのある施策を展開しているところです。

より効果的な教育施策の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会が自らの事業を点検・評価し、その結果を取りまとめたものがこの報告書です。

今年度の評価対象は、教育委員会4課において令和2年度に実施した事業のうちの25事業です。

点検・評価の結果、各事業について概ね目標を達成し成果を上げることができましたが、達成に至らなかった事業、課題のある事業については、引き続き改善や見直しに取り組んでいきます。

この報告書が、犬山の教育の基本理念である「学びのまちづくり」－生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり－の推進に役立つことになれば幸いです。

令和3年12月

犬山市教育委員会

犬山市教育委員会第33号議案

犬山城管理委員会規則の一部改正について

犬山城管理委員会規則の一部を改正する規則を別紙のように定める
ものとする。

令和3年12月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会の部会的組織である犬山
城修理委員会及び犬山城城郭調査委員会を、犬山城調査整備委員会に
統合する必要があるからである。

犬山城管理委員会規則の一部を改正する規則

犬山城管理委員会規則（平成29年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4）公共的団体の構成員

第3条第2項中「第12条」を「第10条」に改める。

第5条の見出しを「（犬山城調査整備委員会）」に改め、同条第1項中「犬山城天守の耐震及び修理」を「犬山城天守及び史跡犬山城跡」に、「犬山城修理委員会（以下「修理委員会」）」を「犬山城調査整備委員会（以下「調査整備委員会」）」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「修理委員会」を「調査整備委員会」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「修理委員会」を「調査整備委員会」に改め、同条第3項中「修理委員会」を「調査整備委員会」に、「委員の」を「招集した委員の」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「修理委員会」を「調査整備委員会」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第9条を第7条とし、第10条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山城管理委員会規則の一部改正のための新旧対照表

	新(改正後)	旧(改正前)
(委員)	(委員)	(委員)
第2条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。	第2条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。	
1)～3) 略 4) 公共的団体の構成員 (委員長及び副委員長)		
第3条 略		
2) 委員会の委員長(以下この条、次条及び第10条において「委員長」という。)は、委員会を代表し、会務を総理する。	2) 委員会の委員長(以下この条、次条及び第12条において「委員長」という。)は、委員会を代表し、会務を総理する。	
3) 略		
3) (犬山城調査整備委員会)		
第5条 委員会は、犬山城天守及び史跡犬山城跡に関する事項について調査し、又は審議するため必要があるときは、犬山城調査整備委員会(以下「調査整備委員会」という。)を置くことができる。	第5条 委員会は、犬山城天守の耐震及び修理に関する事項について調査又は審議するため必要があるときは、犬山城修理委員会(以下「修理委員会」という。)を置くことができる。	
2) 調査整備委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。	2) 修理委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。	
3) 調査整備委員会に委員長及び副委員長を置く。	3) 修理委員会に委員長及び副委員長を置く。	
4) 調査整備委員会の委員長(以下この条及び次条において「委員長」という。)は委員の互選により定め、調査整備委員会の副委員長(以下この条及び次条において「副委員長」という。)は委員長が指名する。	4) 修理委員会の委員長(以下この条及び次条において「委員長」という。)は委員の互選により定め、修理委員会の副委員長(以下この条及び次条において「副委員長」という。)は委員長が指名する。	
5) 委員長は、調査整備委員会の事務を掌理する。	5) 委員長は、修理委員会の事務を掌理する。	
6) 略	6) 略	
(調査整備委員会の招集及び議事)	(修理委員会の招集及び議事)	
第6条 調査整備委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときは、教育委員会が招集する。	第6条 修理委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときは、教育委員会が招集する。	
2) 略	2) 略	
3) 調査整備委員会は、招集した委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	3) 修理委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。	
4) 調査整備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、は、議長の決するところによる。	4) 修理委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
5) 調査整備委員会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。	5) 修理委員会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。	
6) 委員長は、調査整備委員会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審	6) 委員長は、修理委員会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審	

新(改正後)	旧(改正前)
は審議の結果を委員会に報告しなければならない。	<p>議の結果を委員会に報告しなければならない。</p> <p>(大山城郭調査委員会)</p> <p>第7条 委員会は、大山城城郭の研究及び整備に関する事項について調査し、又は審議するため必要があるときは、大山城城郭調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 調査委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>4 調査委員会の委員長（以下この条及び次条において「委員長」という。）は委員の互選により定め、調査委員会の副委員長（以下この条及び次条において「副委員長」という。）は委員長が指名する。</p> <p>5 委員長は、調査委員会の事務を掌理する。</p> <p>6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。</p> <p>（調査委員会の招集及び議事）</p> <p>第8条 調査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときは、教育委員会が招集する。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となる。</p> <p>3 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 調査委員会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>6 委員長は、調査委員会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。</p>

犬山市教育委員会第34号議案

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則について

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改
正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年12月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市民文化会館の附属設備使用料の額等
を改正するため必要があるからである。

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 57 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「20 日前」を「20 日前（大ホールの舞台のみの利用（以下「舞台利用」という。）の場合にあっては、7 日前）」に改め、同条第 2 項中「利用しようとする」を「舞台利用以外の利用にあっては当該利用の」に、「行う」を「、舞台利用にあっては当該利用の日の 1 月前の日の属する月の 10 日（市外の者が利用する場合にあっては、11 日）から行うものとする」に改める。

第 10 条第 1 項中「条例別表に規定する利用時間区分は、準備、後片付等」を「施設等の利用時間は、準備、後片付け等」に改める。

第 13 条第 1 項第 2 号中「20 日前」を「20 日前（舞台利用の場合にあっては、7 日前）」に改める。

第 22 条中「教育委員会」を「犬山市教育委員会」に改める。

別表備考を同表備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

2 前項の規定にかかわらず、舞台利用に伴う利用に係る使用料は、1 時間当たりこの表の額の 3 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

様式第 1（その 1）を次のように改める。

様式第1(その1) (第6条関係)

犬山市民文化会館利用許可申請書						年月日
犬山市長 様		申請者 住 所 (所在地) ふりがな 氏 名 (名 称) (代表者) 電 話				
次のとおり市民文化会館を利用したいので申請します。						
利用日時	開始	年月日(曜日)午前後 時 分				
	終了	年月日(曜日)午前後 時 分				
行事の名称				参加人員	名	
行事の内容						
利用施設 附属設備等	1 大ホール <input type="checkbox"/> 舞台のみ	※ 円	7 浴室1	※ 円		
	2 楽屋1	※ 円	8 浴室2	※ 円		
	3 楽屋2	※ 円	9 練習室1	※ 円		
	4 楽屋3	※ 円	10 練習室2	※ 円		
	5 楽屋4	※ 円	11 練習室3	※ 円		
	6 リハーサル室	※ 円	12 附属設備 (別紙)	※ 円		
	※ 使用料	No.1～No.12 倍率 () 円 × () = 円			※納入 年月日	
利用責任者	住 所					
	ふりがな 氏 名				電話	
入場方法	1 指定席 2 自由席 3 その他 ()	利 用 時 間 等	回 数	1 回 目	2 回 目	
入場料等	1 無料 2 有料 3 その他 ()		開場時刻	午前 時 分	午前 時 分	
	料		開演時刻	午前 時 分	午前 時 分	
	S		終了時刻	午前 時 分	午前 時 分	
	A		参考人員	人	人	
	B					
備 考						

- 注 1 該当する箇所(番号等)を○で囲んでください。
 2 ※印の欄は記入しないでください。

様式第1（その2）中「利用区分の数」を「利用区分の数（大ホールの舞台のみを利用する場合にあっては、利用時間数）」に改める。

様式第2（その1）を様式第2とする。

様式第2（その2）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前においても、改正後の犬山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づく申請等の必要な準備行為を行うことができる。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

○大山市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正のための新旧対照表

新(改正後)	旧(改正前)
(利用許可の申請)	(利用許可の申請)
第6条 条例第3条第1項の規定により、会館を利用しようとする者は、利用しようとする日の <u>20日前</u> (大ホールの舞台のみの利用 以下「舞台利用」という。)の場合にあっては、 <u>7日前</u> までに大山市民文化会館利用許可申請書(様式第1。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。	第6条 条例第3条第1項の規定により、会館を利用しようとする者は、利用しようとする日の <u>20日前</u> 大ホールの舞台のみの利用 以下「舞台利用」という。)の場合にあっては、 <u>7日前</u> までに大山市民文化会館利用許可申請書(様式第1。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
2 前項の利用許可申請書の受付は、舞台利用以外の利用にあっては当該利用の <u>1年前</u> の日の属する月の初日から、舞台利用にあっては当該利用の <u>1月前の日</u> の属する月の <u>10日</u> (市外の者が利用する場合にあっては、 <u>1日</u>)から行うものとする。ただし、市長が必要と認めるとときは、この限りでない。	2 前項の利用許可申請書の受付は、利用しようとする日の <u>1年前</u> の日の属する月の初日から行う。ただし、市長が必要と認めるとときは、この限りでない。
(利用時間及び期間)	(利用時間及び期間)
第10条 施設等の利用時間は、準備、後片付け等に要する一切の時間を含むものとする。	第10条 条例別表に規定する利用時間区分は、準備、後片付等に要する一切の時間を含むものとする。
2及び3 略	2及び3 略
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第13条 略	第13条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 利用者が、利用日(2日以上にわたり引き続き利用するときは、最初の日)の <u>20日前</u> (舞台利用の場合にあっては、 <u>7日前</u>)までに利用許可の取消しを申し出たとき 既納の使用料の額の2分の1に相当する額	(2) 利用者が、利用日(2日以上にわたり引き続き利用するときは、最初の日)の <u>20日前</u> 既納の使用料の額の2分の1に相当する額
2 略	2 略
(雑則)	(雑則)
第22条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に關し必要な事項は、 <u>大山市教育委員会</u> が別に定める。	第22条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に關し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。
別表(第12条関係)	別表(第12条関係)
表 備考 略	表 備考 略
1 略	1 前項の規定にかかわらず、舞台利用に伴う利用に係る使用料は、1時間当たりこの表の額の3分の1に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
2 前項の規定にかかわらず、舞台利用に伴う利用に係る使用料は、1時間当たりこの表の額の3分の1に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。	2 前項の規定にかかわらず、舞台利用に伴う利用に係る使用料は、1時間当たりこの表の額の3分の1に相当する額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

犬山市教育委員会第35号議案

令和4年度全国学力・学習状況調査への対応について

令和4年4月に実施される令和4年度全国学力・学習状況調査について、参加するものとする。

令和3年12月27日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和4年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要があるからである。

令和4年4月8日

犬山市立小中学校保護者様

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

令和4年度 全国学力・学習状況調査参加について（お知らせ）

保護者の皆様には、日頃から本市の教育施策の推進、並びに小中学校の教育活動への御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記の調査は、義務教育における検証改善サイクルの確立を図るための行政調査として、文部科学省が実施します。犬山市は、1月定例教育委員会において今年度も下記の要領でこの調査に参加することを決定していますのでお知らせいたします。

1 文部科学省調査目的

- (1) 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図る。
- (2) 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (3) 教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 期日 令和4年 4月19日（火）

3 対象 小学校6年生・中学校3年生

4 調査内容

- 教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）
- 学習方法や学習環境等に関する質問用紙調査（児童生徒、学校）

5 調査内容の活用

経年の調査結果を基に愛知県教育委員会が、課題改善の方向性として示した下記「改善の指針」を拠り所に、児童生徒への指導、教員の研修計画を実行する。

＜改善の指針＞

- 基礎的・基本的知識及び技能の確実な習得を図る。（小学校）
- 基礎的・基本的知識及び技能の習得を活用・探究へとつなげる。（中学校）
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行う。
- I・C・Tを適切に活用し、学習活動の充実を図る。

※ この調査は行政調査として実施されるものですから参加しないこともできます。参加を希望されない場合は学校に申し出てください。その際不利な扱いを受けることはありません。

※ 調査に関してご不明な点は犬山市教育委員会へお問い合わせください。

【連絡先】 犬山市教育委員会 学校教育課
電話 0568-44-0350

令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和3年12月21日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和4年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和4年4月19日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和4年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどに

より調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学、理科のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題

の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
 - イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
 - ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を

図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況につい

ては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することができる方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
 - (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

- (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等
 - ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。
 - イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別すること目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができます。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌20日水曜日以降5月20日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で調査日以降4月28日木曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和4年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和4年4月19日（火）

（後日実施は、4月20日（水）～5月20日（金）まで可能。）

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	理科 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	理科 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

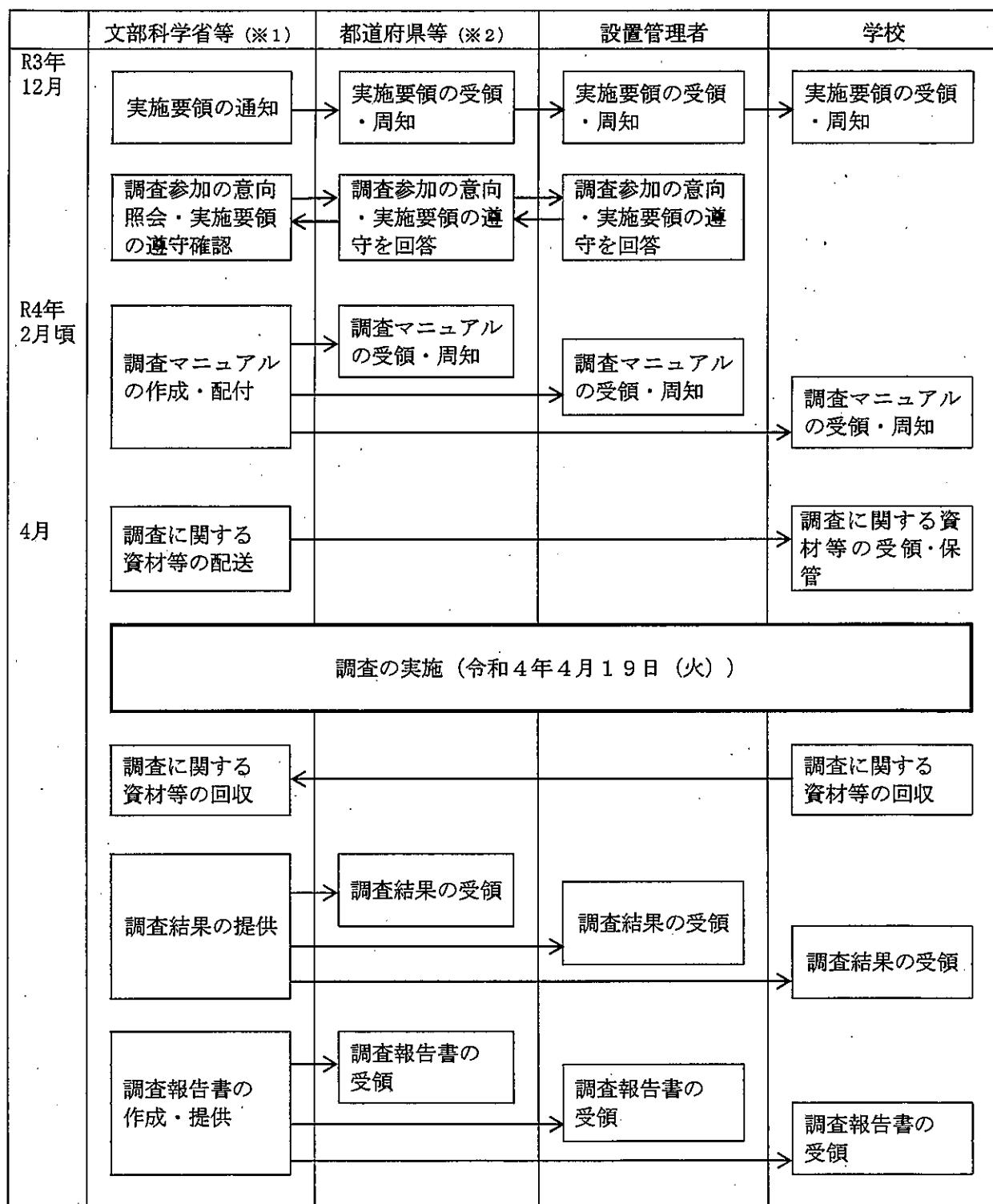
※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

※児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、学校の端末を活用して実施する（実施期間は、4月19日（火）～4月28日（木））。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール(予定)

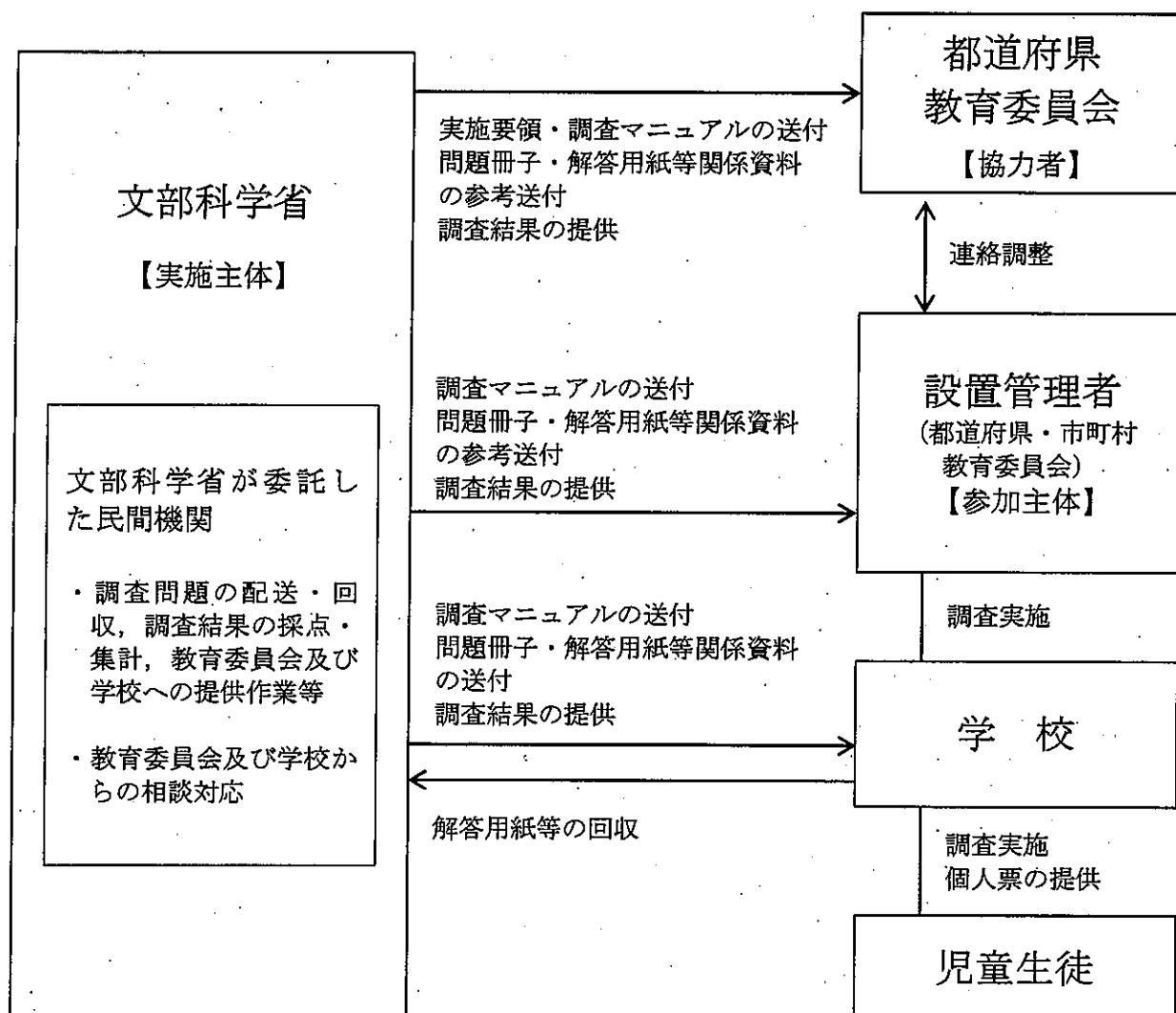


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

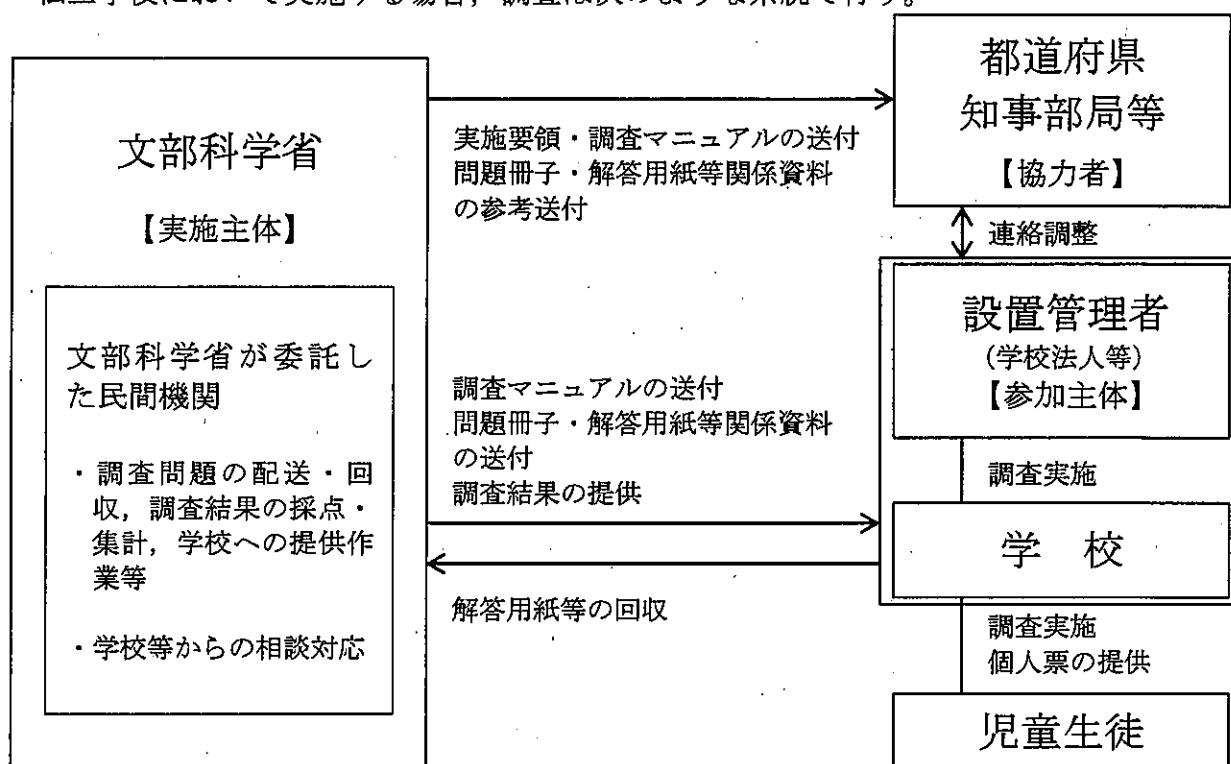
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



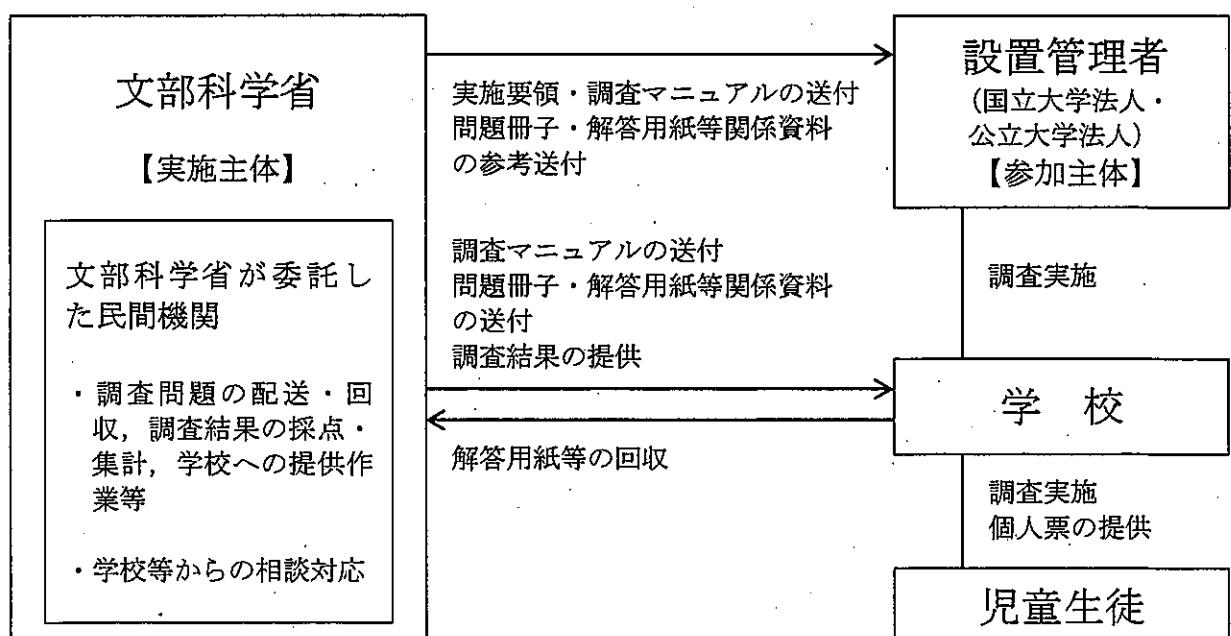
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分				
調査結果の内容	7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
	7.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等		○	○	○	○
	7.(1)ア(イ) ・右の欄のそれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○
	7.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合		○	○	○	-
	7.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況		○	○	○	○
	7.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析		○	△ ※2	△ ※2	△ ※2

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。